

# 青森県報

号外第八十六号

平成十九年  
十月三十一日  
(水曜日)

## 目 次

### 告 示

- 鳥獣保護区の存続期間の更新……………(自然保護課) ……一
- 休猟区の指定……………(同) ……一五
- 特定猟具使用禁止区域の指定……………(同) ……三〇

## 告 示

青森県告示第七百五十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第七項ただし書の規定により次のとおり八森山鳥獣保護区、長慶平鳥獣保護区、八重菊深沢鳥獣保護区、不習岳鳥獣保護区、戸来鳥獣保護区、芦野鳥獣保護区、七和鳥獣保護区、黒森鳥獣保護区、赤石鳥獣保護区及び高森山鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第九項において読み替えて準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

平成十九年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 名 称 八森山鳥獣保護区
- 二 区 域

西洋軽郡深浦町大字深浦地内国道一〇一号线と県道岩崎深浦線との交点を起点

とし、同点から同県道を南に進み町道深浦二号線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道横磯一三号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み国道一〇一号线との交点に至り、同点から同国道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図一のとおり)

### 3 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成三十九年十月三十一日まで

### 4 保護に関する指針

- (一) 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地
- (二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地は、人工林を主体とする森林地帯であり、森林性の鳥獣が多く生息していることから、鳥獣保護区に指定して生息鳥獣の保護を図る。

- 二一 名 称 長慶平鳥獣保護区
- 二 区 域

西洋軽郡深浦町大字長慶平の全域並びに同町大字上長慶平字旭ヶ丘、字芦菖、字薄月及び字猿ノ湯の区域。(図面は別図二のとおり)

### 3 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成三十九年十月三十一日まで

### 4 保護に関する指針

- (一) 鳥獣保護区の指定区分  
森林鳥獣生息地
- (二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地は、スギ人工林及び天然広葉樹林の入り混じった野生鳥獣の生息に適した地域であり、生息する鳥獣が多いことから鳥獣保護区に指定し、生息鳥獣の保護を図る。

- 三一 名 称 八重菊深沢鳥獣保護区
- 二 区 域

青森市大字田茂木野地内の主要地方道青森田代十和田市線と市道四ツ石田茂木野線との交点を起点とし、同点から同主要地方道を南東に進み嘉瀬子内併用林道との交点に至り、同点から同併用林道を南東に進み国有林と民有林の境界との交

点に至り、同点から同境界を南東に進み東北電力上松沢発電所管理道路との交点に至り、同点から同管理道路を西に進み主要地方道青森田代十和田線との交点に至り、同点から同主要地方道を北西に進み民有林三〇二林班と三〇三林班の林班界との交点に至り、同点から同林班界を西に進み国有林と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み民有林二九六林班と二九九林班の林班界との交点に至り、同点から同林班界を東に進み市道四ツ石田茂木野線との交点に至り、同点から同市道を北に進み起点に至る線に至る線に囲まれた区域一円。(図面は別図三のとおり)

3 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成三十九年十月三十一日まで

4 保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、天然ブナやミズナラなどの広葉樹の他スギやカラマツなどの針葉樹林に覆われ豊かな自然環境を呈し、多様な野生鳥獣が生息していることから、鳥獣保護区として指定し、鳥獣保護思想の普及啓発を図る。

四 1 名称 不習岳鳥獣保護区

2 区域

八戸市南郷区大字島守字馳下り地内市道不習榎沢線と市道不習長代線との交点を起点とし、同点から同市道を東に進み市道相畑古里線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道滝ノ平安藤線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道大沢古里線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道崎ノ木沢水吉線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道不習榎沢線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線に至る線に囲まれた区域一円。(図面は別図四のとおり)

3 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成三十九年十月三十一日まで

4 保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

(二) 鳥獣保護区の指定目的

森林に生息する鳥獣を保護し、生物多様性の保全を図るとともに、当保護区を自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育実践の場として活用することにより、人と鳥獣との共生に関する理解の醸成を図るなど、鳥獣の保護及び管理の必要性について地域住民の理解を深めるため。

五 1 名称 戸来鳥獣保護区

2 区域

三戸郡新郷村大字戸来字長峰地内国道四五四号線と村道古間木線との交点を起点とし、同点から同村道を北西に進み県道十和田三戸線との交点に至り、同点から同県道を北西に進み県道石無坂鹿田線との交点に至り、同点から同県道を北東に進み村道館神女ヶ崎線との交点に至り、同点から村道を南に進み国道四五四号線との交点に至り、同点から同国道を南西に進み起点に至る線に至る線に囲まれた区域一円。(図面は別図五のとおり)

3 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成三十九年十月三十一日まで

4 保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

(二) 鳥獣保護区の指定目的

森林に生息する鳥獣を保護し、生物多様性の保全を図るとともに、当保護区を自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育実践の場として活用することにより、人と鳥獣との共生に関する理解の醸成を図るなど、鳥獣の保護及び管理の必要性について地域住民の理解を深めるため。

六 1 名称 芦野鳥獣保護区

2 区域

五所川原市金木町倉地内国道三三九号線と市道七夕野一線との交点を起点とし、同点から同市道を東に進み市道蕨ノ河原一線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道芦和一線との交点に至り、同点から同市道を西に進み国道三三九号線との交点に至り、同点から同国道を南西に進み市道若松一線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道藤枝七線との交点に至り、同点から同市道

を北に進み市道藤枝二線との交点に至り、同点から同市道を東に進み国道三三九号線との交点に至り、同点から同国道を北に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図六のとおり)

3 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成三十九年十月三十一日まで

4 保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地は、芦野池沼群県立自然公園内に位置しており、湿地性の鳥類や水鳥が多く生息しており、野鳥観察等の利用者も多いことから鳥獣保護区に指定し、生息鳥類の保護を図る。

七1 名称 七和鳥獣保護区

2 区域

五所川原市大字前田野目地内市道前田野目六号線と主要地方道五所川原岩木線との交点を起点とし、同点から同主要地方道を南に進み市道持子沢前田野目線との交点に至り、同点から同市道を西に進み農道七和線との交点に至り、同点から同農道を北東に進み市道原羽野木沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み国道一〇一号線との交点に至り、同点から同国道を東に進み市道前田野目六号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図七のとおり)

3 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成三十九年十月三十一日まで

4 保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地は狼野長根公園を含んでおり、入り込み者数の多い地区であり、農地に囲まれた森林地帯となっている。また、森林内に湖沼も散在しており森林性及び水鳥の生息数も多いことから、鳥獣保護区に指定して当地域に生息する鳥

獣の保護を図る。

八1 名称 黒森鳥獣保護区

2 区域

西洋軽郡鰯ヶ沢町大字深谷町字黒森地内県道松代町陸奥赤石停車場線と町道山子黒森線との交点を起点とし、同点から同県道を南東に進み津軽森林管理署国有林二〇四五林班と民有林境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み県道松代町陸奥赤石停車場線との交点に至り、同点から同県道を南に進み津軽森林管理署国有林二〇四五林班と民有林境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み同国有林二〇六五林班と民有林境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み同国有林二〇四七林班と民有林境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み県道松代町陸奥赤石停車場線との交点に至り、同点から同県道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図八のとおり)

3 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成三十九年十月三十一日まで

4 保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地は、ブナ林を主体とした原生状態の維持された森林地域で、森林性鳥獣が多く生息しており、また、散策歩道等も整備されており森林利用の進んでいることから、身近な鳥獣生息地として生息鳥獣の保護を図る。

九1 名称 赤石鳥獣保護区

2 区域

三戸郡南部町大字沖田面地内町道玉掛二号線諏訪ノ平跨線橋と青い森鉄道株式会社青い森鉄道線との交点を起点とし、同点から同町道を北西に進み国道四号線との交点に至り、同点から同国道を北西に進み町道沖田面幹一号との交点に至り、同点から同町道を南に進み同JR線との交点に至り、同点から同JR線を東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図九のとおり)

3 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成三十九年十月三十一日まで

4 保護に関する指針

(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

(二) 鳥獣保護区の指定目的

市街地に近く白鳥が集団飛来し鳥獣の良好な生息地であり、自然とのふれあいや鳥獣の観察及び保護活動を通じた環境教育実践の場として活用するため。

11 名称 高森山鳥獣保護区

2 区域

十和田市大字深持字山ノ下地内県道七戸十和田湖線と市道深持晴山線、市道中楸深持線との交点を起点とし、同点から市道中楸深持線を南に進み主要地方道青森田代十和田線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み県道七戸十和田湖線との交点に至り、同点から同主要地方道を北西に進み県道七戸十和田湖線との交点に至り、同点から同県道を南東に進み林道芦沢梅線との交点に至り、同点から同林道を北に進み県道七戸十和田湖線との交点に至り、同点から同県道を南南西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図十のとおり)

3 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成三十九年十月三十一日まで

4 保護に関する指針

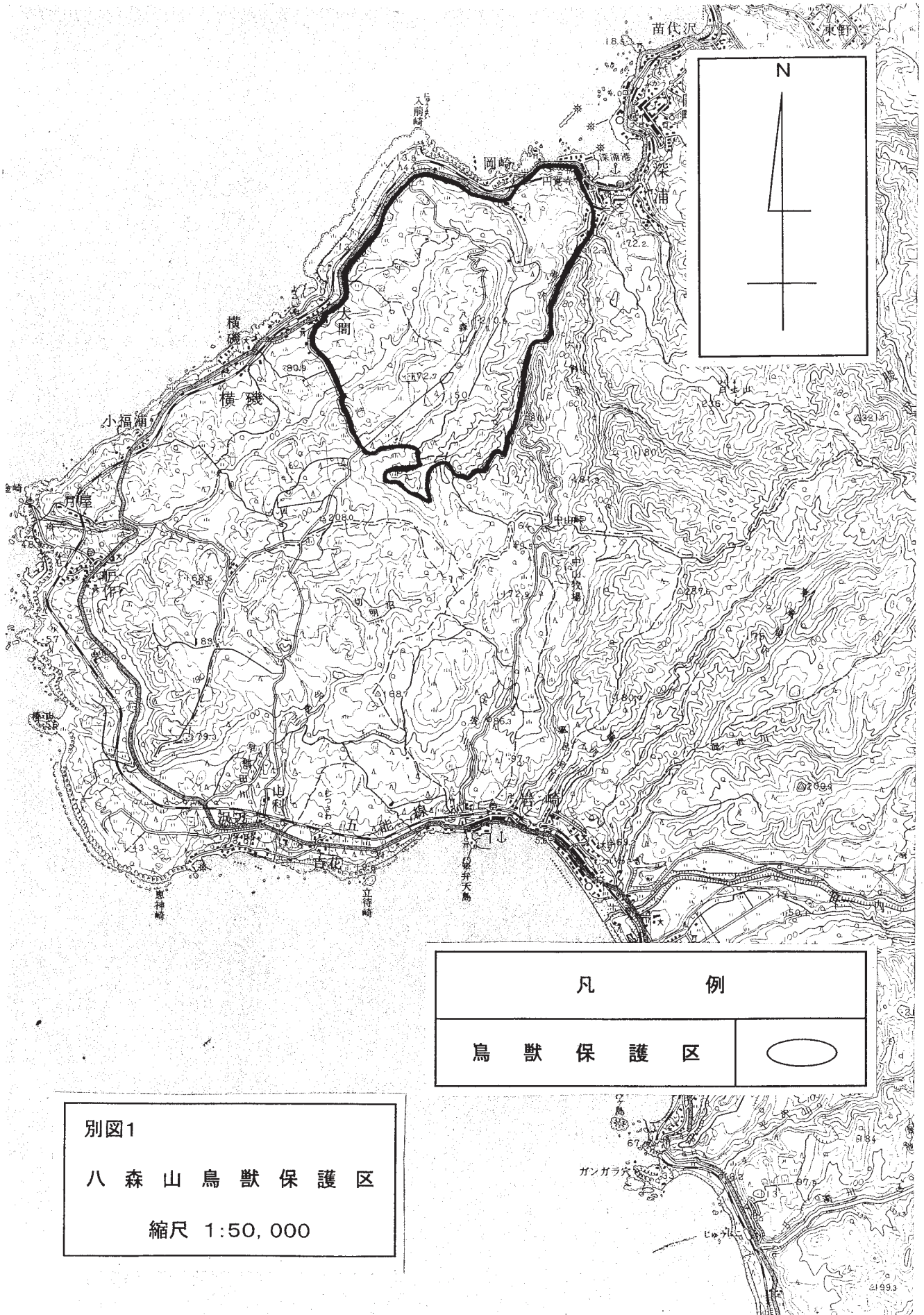
(一) 鳥獣保護区の指定区分

身近な鳥獣生息地

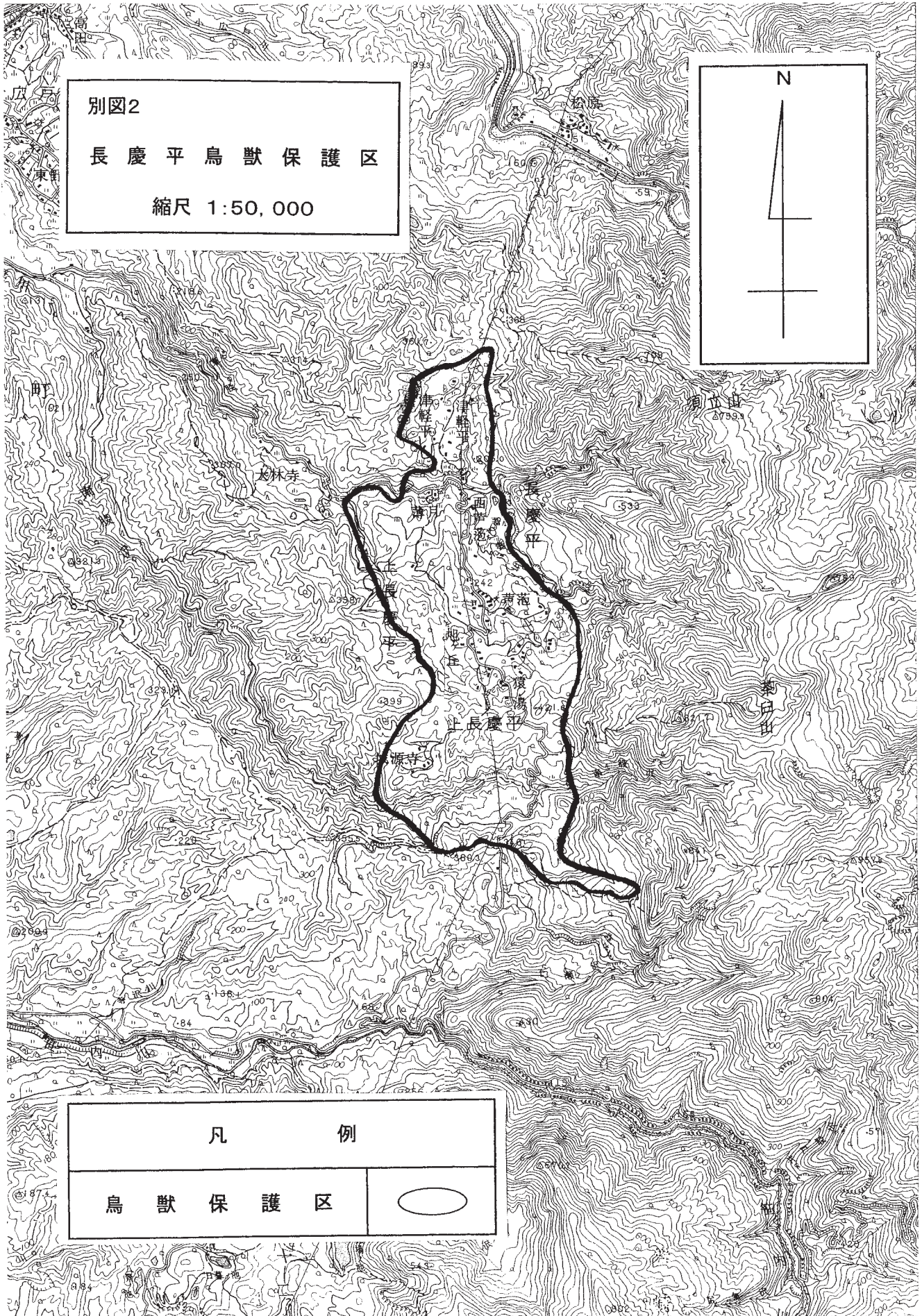
(二) 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は十和田市街地の西部に位置し、スギ、アカマツ等の人工林が森林面積の約八割を占めている地区であり、地区の中央部には、市民の憩いの場となっている十和田市馬事公苑が広がっており、野生鳥獣の生息・繁殖に適した環境を形成している地域であることから、身近な鳥獣生息地の鳥獣保護区として指定し、鳥獣保護思想の普及啓発を図る。

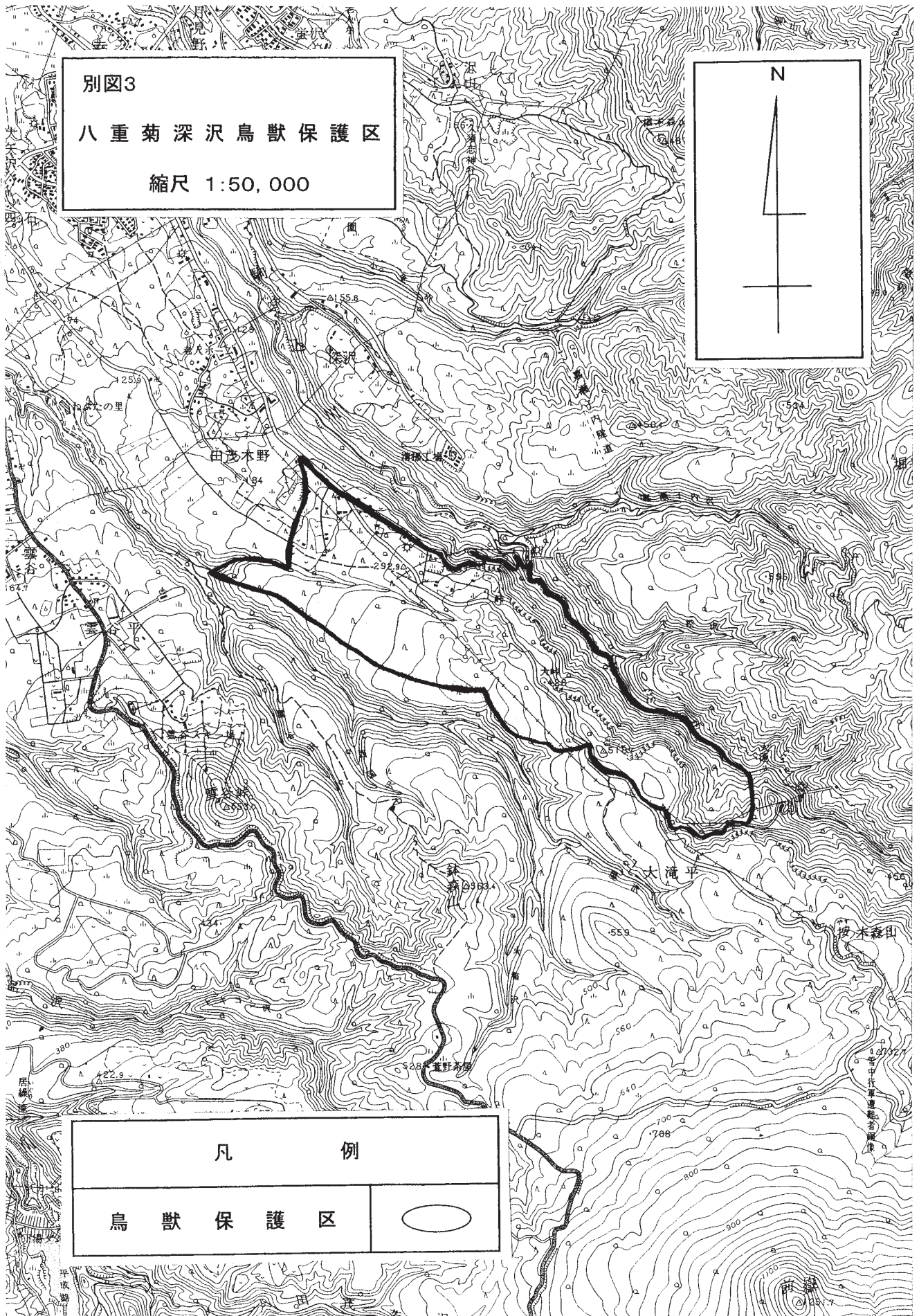




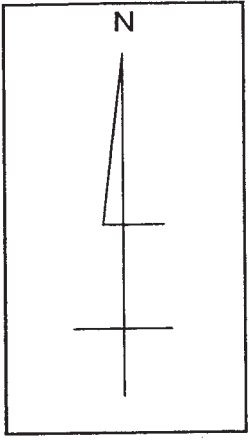






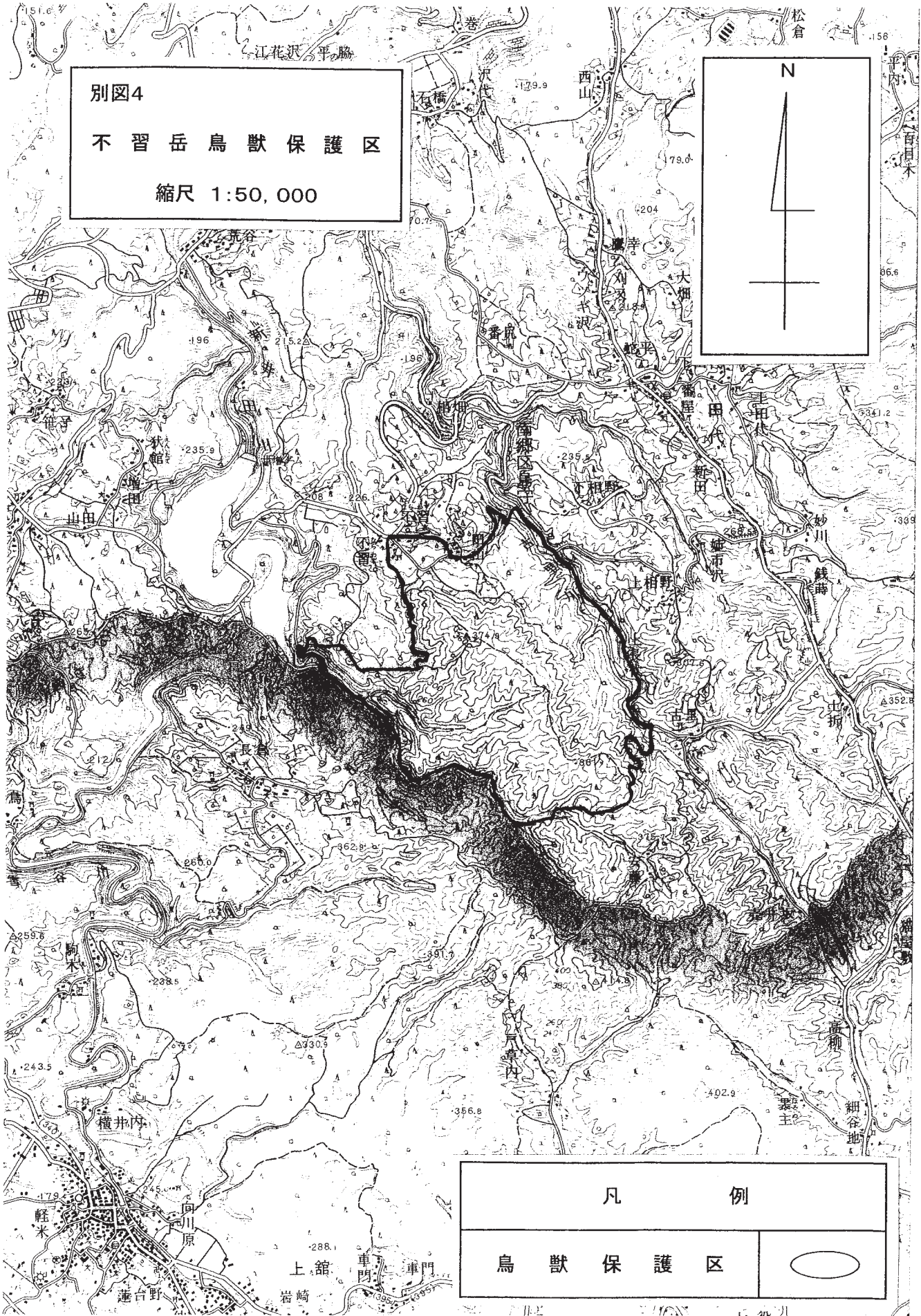


別図3  
八重菊深沢鳥獣保護区  
縮尺 1:50,000



凡 例	
鳥 獣 保 護 区	

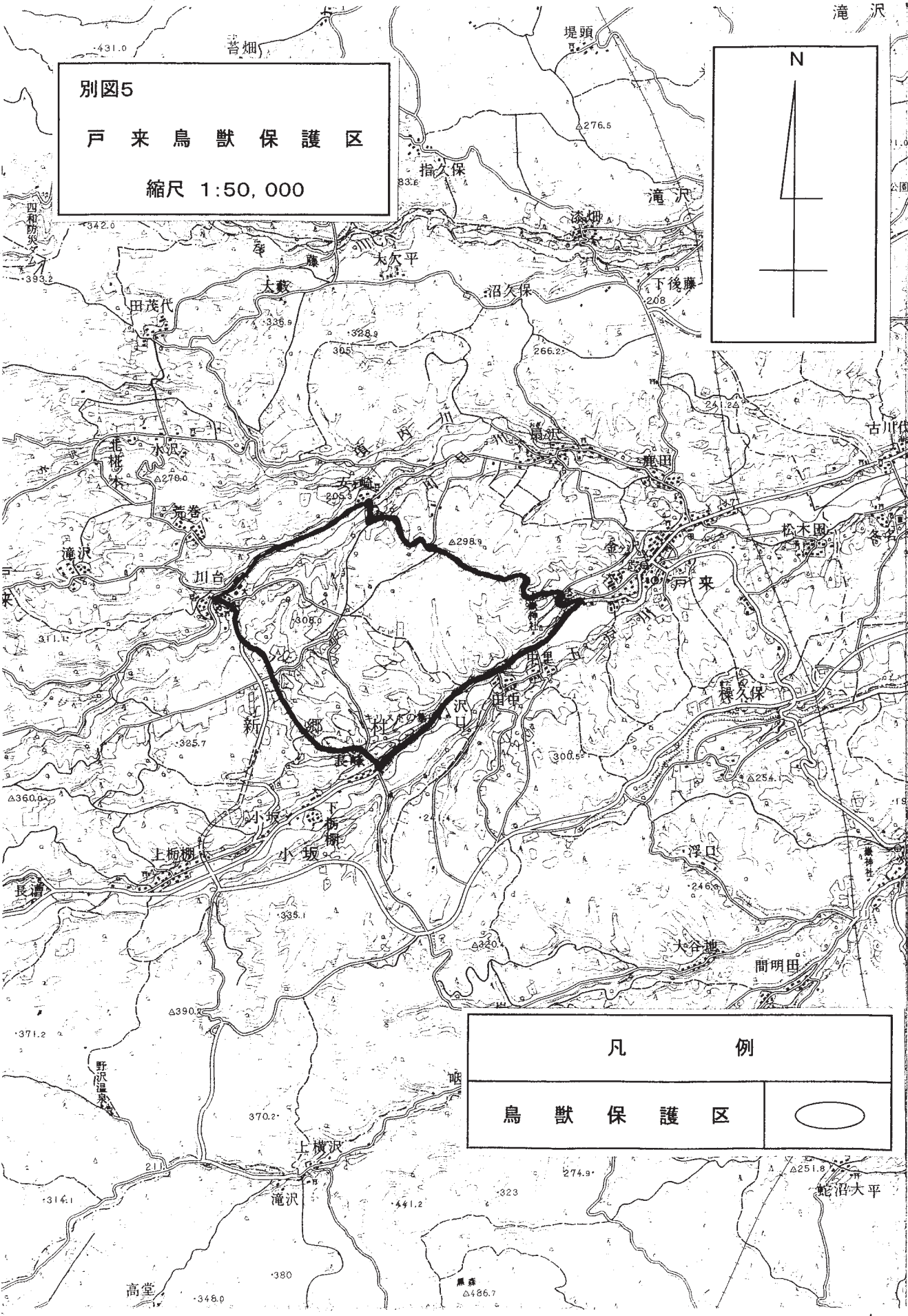
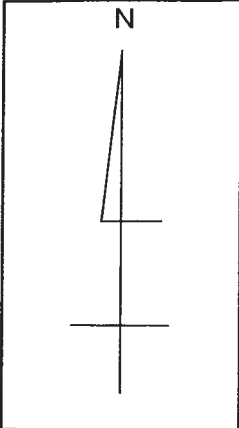






滝沢

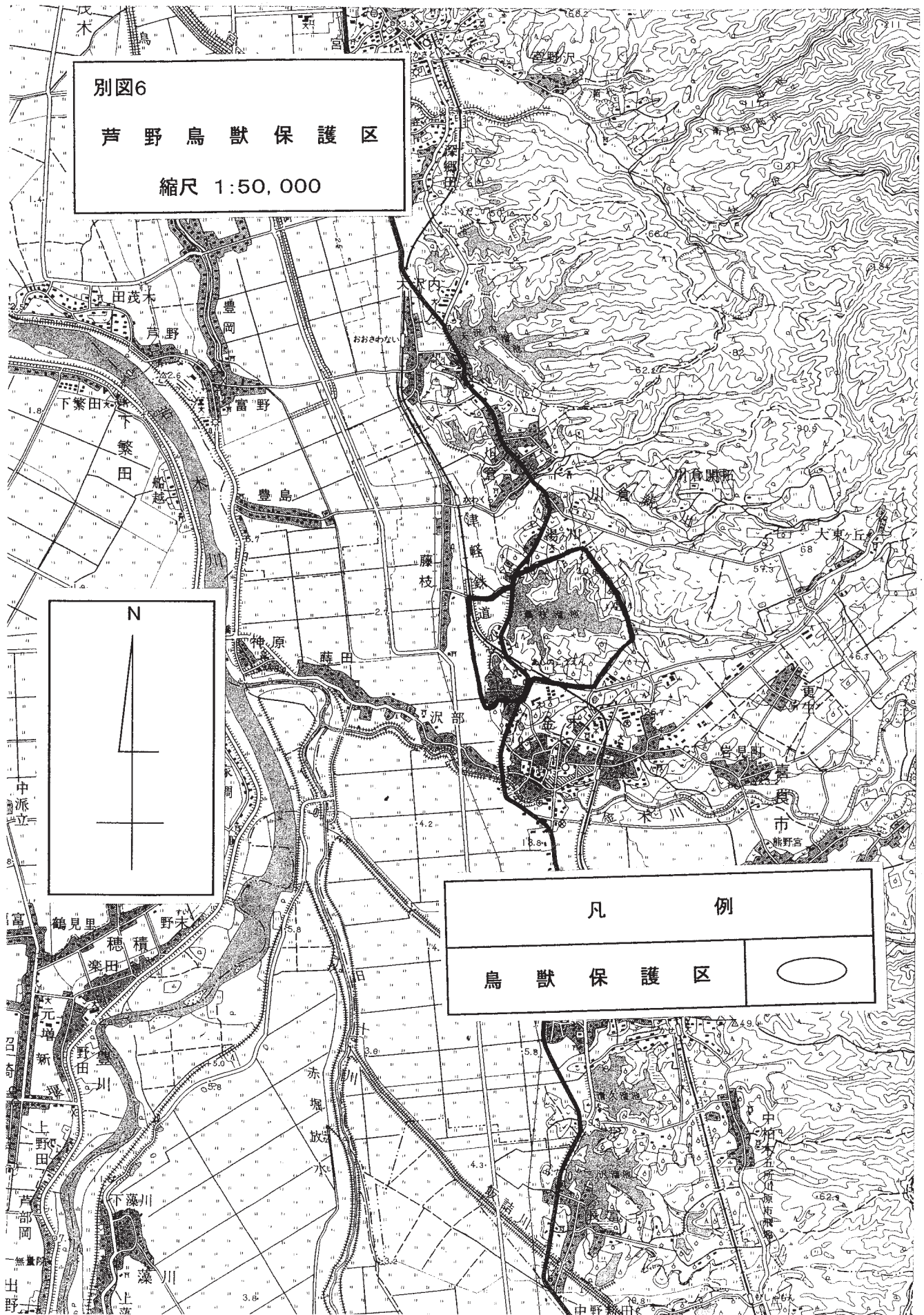
別図5  
 戸 来 鳥 獣 保 護 区  
 縮 尺 1 : 50, 000



凡 例	
鳥 獣 保 護 区	



別図6  
芦野鳥獣保護区  
縮尺 1:50,000



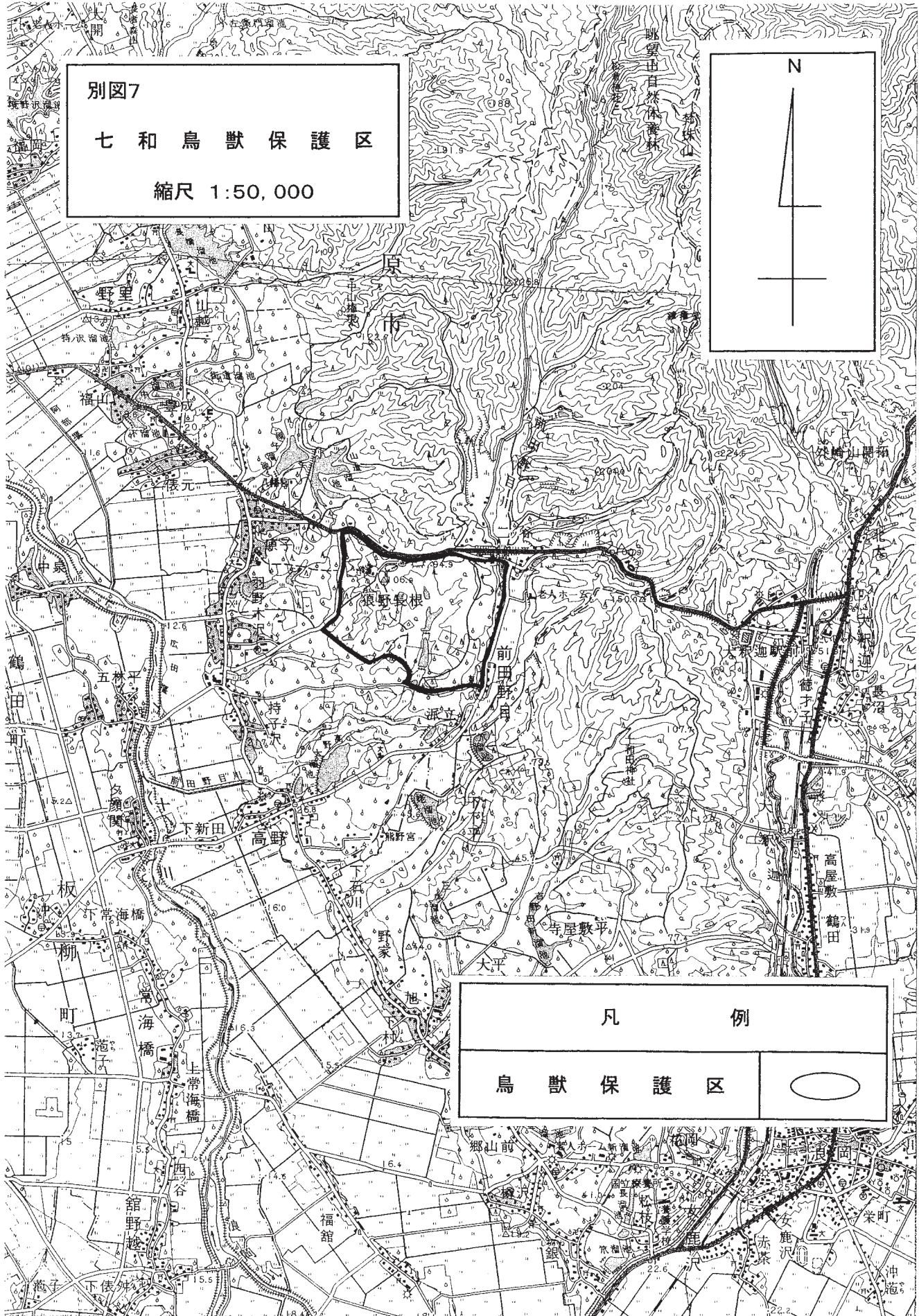
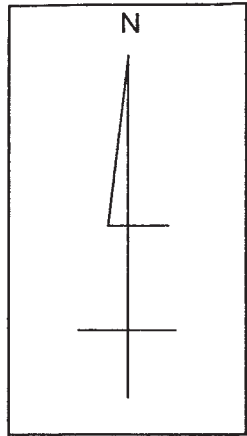
凡 例	
鳥 獣 保 護 区	



別図7

七 和 鳥 獸 保 護 区

縮尺 1:50,000



凡 例

鳥 獸 保 護 区

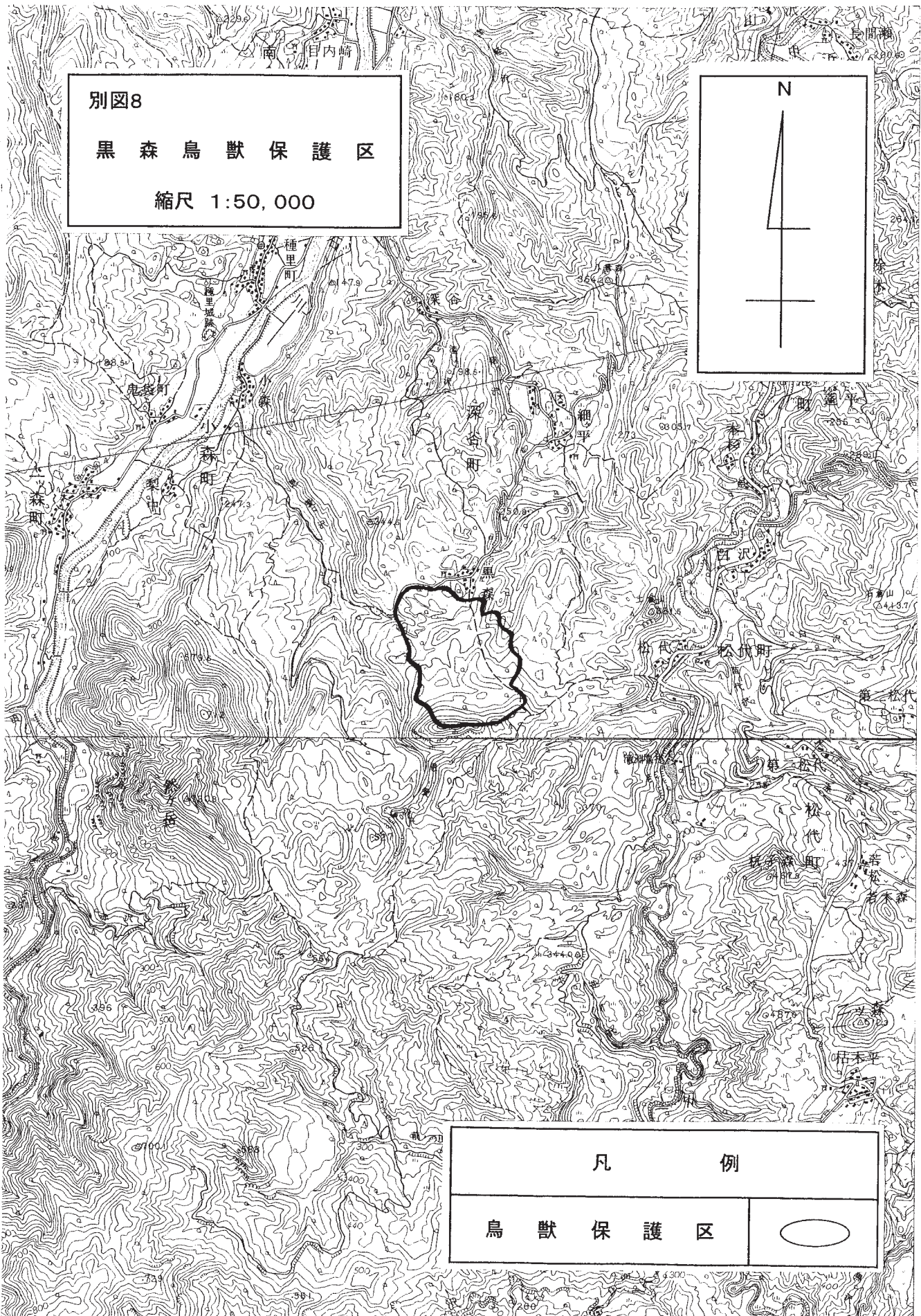
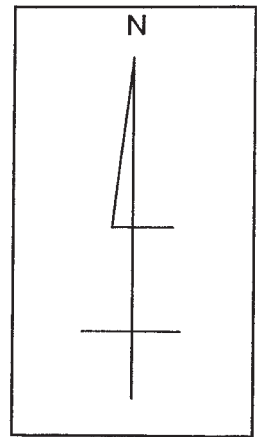




別図8

黒森鳥獣保護区

縮尺 1:50,000



凡 例

鳥 獣 保 護 区

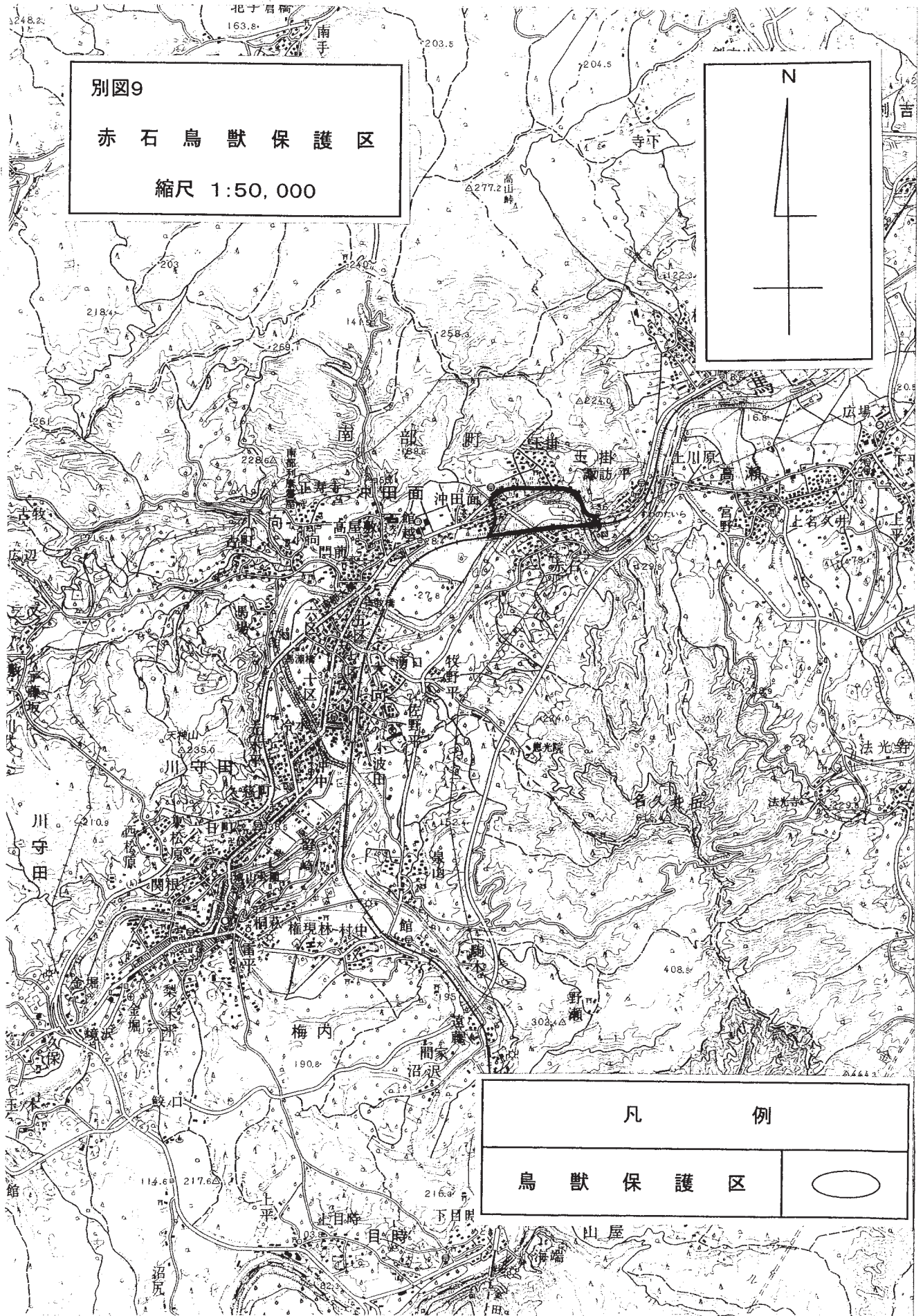
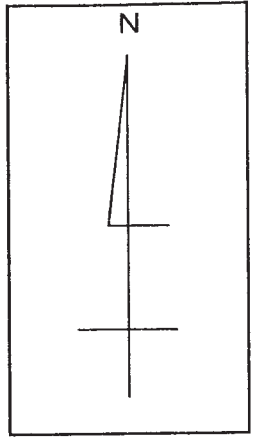




別図9

赤石鳥獣保護区

縮尺 1:50,000



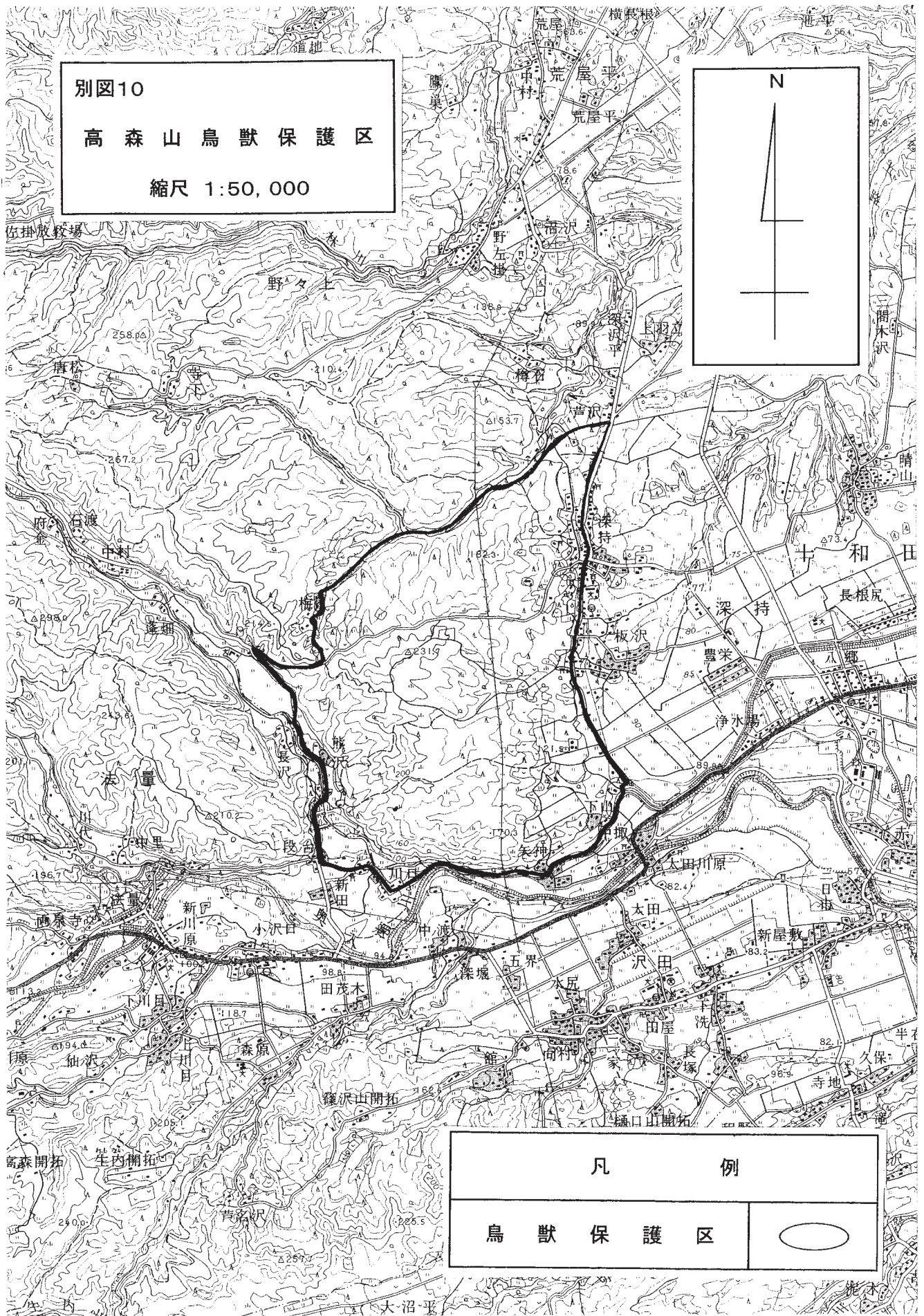
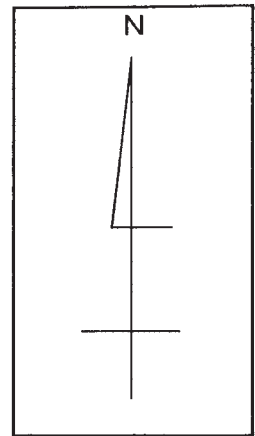
凡 例	
鳥 獣 保 護 区	



別図10

高森山鳥獣保護区

縮尺 1:50,000





青森県告示第七百五十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第三項の規定により公示する。

平成十九年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名 称 瀬戸子休猟区

2 区 域

青森市大字瀬戸子地内内真部山国有林二〇、二二、二三、二四、二五、二七林班及び二九林班から四四林班までの区域一円。（図面は別図一のとおり）

3 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成二十二年十月三十一日まで

二 名 称 平館休猟区

2 区 域

東津軽郡外ヶ浜町字平館地内長屋形国有林五〇五林班から五二二林班まで及び五一四林班から五一八林班までの区域一円。（図面は別図二のとおり）

3 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成二十二年十月三十一日まで

三 名 称 青荷休猟区

2 区 域

黒石市大字沖浦地内国道一〇二号線と市道要目線との交点を起点とし、同点から同市道を南東に進み二庄内林道との交点に至り同点から同林道を北東に進み国有林津軽森林管理署一〇三一林班との交点に至り、同点から同林班界と一〇三五林班の林班界を東に進み一〇三九林班の林班界との交点に至り、同点から一〇三一、一〇二九林班と一〇三九林班の林班界を南西に進み国有林と民有地の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み同管理署一〇三八林班と一〇三九林班の林班界との交点に至り、同点から同林班界を北東に進み一〇三八林班と一〇四

〇林班の林班界との交点に至り、同点から同林班界を東に進み青荷沢林道との交点に至り、同点から同林道を東に進み同管理署一〇四〇林班と一〇四三林班の林班界との交点に至り、同点から同林班界を南に進み同管理署一〇四〇、一〇三八、一〇三七林班と一〇五二、一〇五一、一〇四六、一〇四五林班の各林班界との交点に至り、同点から同林班界を北西に進み青荷沢林道との交点に至り、同点から同林道を南に進み農道沖浦線との交点に至り、同点から同農道を西に進み国道一〇二号線との交点に至り、同点から国道を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域一円。（図面は別図三のとおり）

3 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成二十二年十月三十一日まで

四 名 称 川原平休猟区

2 区 域

中津軽郡西目屋村大字川原平地内県道岩崎西目屋弘前線と県道西目屋・二ツ井線との交点を起点とし、同点から県道西目屋・二ツ井線を南東に進み国有林津軽森林管理署一二二林班と一二三林班の林班界との交点に至り、同点から同管理署一二三、一三〇林班と一二二、一三二林班の林班界を西に進み大沢林道との交点に至り、同点から同林道を北に進み村道川原平六号線との交点に至り、同村道を北に進み県道岩崎西目屋弘前線との交点に至り、同点から同農道を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域一円。（図面は別図四のとおり）

3 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成二十二年十月三十一日まで

五 名 称 島守休猟区

2 区 域

八戸市南郷区大字島守字小山田地内市道島守根子久保線と主要地方道名川階上線との交点を起点とし、同点から主要地方道を東に進み市道十文字沢代線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道沢代西山線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道境ノ沢刈又線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み主要地方道八戸大野線との交点に至り、同点から同主要道を南に進み市道相畑古里線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道不習長代線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道不習棚桃沢線との交点に至り、同点から

同市道を南に進み市道崎ノ木沢水吉線との交点に至り、同点から同市道を南に進み岩手県との界との交点に至り、同点から同県界を西に進み市道崎ノ木沢水吉線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道不習山田線に至り、同点から同市道を南西に進み市道島守堤森線に至り、同点から同市道を北東に進み市道島守根子久保線との交点に至り、同点から同市道を北に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図五のとおり)

3 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成二十二年十月三十一日まで

六 1 名 称 扇田休獵区

2 区 域

三戸郡五戸町大字扇田字扇田地内国道四号線と国道四五号線との交点を起点とし、同点から国道四五号線を東に進み五戸町道野沢若ノ脇線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道岩ノ脇前田線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み県道苦米地免内線との交点に至り、同点から同県道を南東に進み南部町町道上根岸線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道苦米地片岸線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道片岸剣吉線との交点に至り、同点から同町道を南に進み国道一〇四号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道下斗賀加賀線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道斗賀大沢線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み天摩平地区農免農道との交点に至り、同点から同農道を南西に進み国道四号線との交点に至り、同点から同国道を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図六のとおり)

3 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成二十二年十月三十一日まで

七 1 名 称 桂川休獵区

2 区 域

五所川原市相内地内相内川左岸と国道三三九号線との交点を起点とし、同国道を北西に進み市道相内桂川線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道山王坊三号線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み国有林津軽森林管理署金木支署五五三林班の林班界との交点に至り、同点から国有林と民有地との境

界を東に進み第二長根牧場管理道路支線二号線との交点に至り、同点から同管理道路を南東に進み市道相内太田鏡線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み国道三三九号線との交点に至り、同点から同国道を南東に進み北津軽郡中泊町大字今泉地内吉田松陰遊賞之碑東側地点に至り、同点から西に直進して十三湖岸との交点に至り、同点から同湖岸を北西に進み相内川河口左岸との交点に至り、同点から同川左岸を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円及び国有林津軽森林管理署金木支署五五三林班、五三七林班、五三九林班から五五六林班までの区域と国有林に囲まれた区域一円。(図面は別図七のとおり)

3 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成二十二年十月三十一日まで

八 1 名 称 金矢休獵区

2 区 域

上北郡六戸町大字犬落瀬字七〇〇地内の主要地方道三沢十和田線と県道折茂上北町停車場線の交点を起点とし、同点から県道折茂上北町停車場線を北西に進み主要地方道三沢七戸線との交点に至り、同点から同主要地方道を北西に進み六戸町と東北町の町界との交点に至り、同点から同町界を北東へ進み六戸町と東北町と三沢市の境界との交点に至り、同点から三沢市と六戸町の市町界を南東へ進み町道大曲金矢線との交点に至り、同点から同町道を南東へ進み主要地方道三沢十和田線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西へ進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図八のとおり)

3 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成二十二年十月三十一日まで

九 1 名 称 鳥谷部休獵区

2 区 域

上北郡七戸町地内国道四号と町道道ノ上・市ノ渡線との交点を起点とし、同点から、同国道を南に進み町道中野・市ノ渡線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道道ノ上・鳥谷部線との交点に至り、同点から同町道を北に進み一級河川中野川との交点に至り、同点から同河川左岸を西に進み町道中野・市ノ渡線との交点に至り、同点から、同町道を北西に進み町道鳥谷部・底田線との交点に至り、同点から同町道を西に進み、町道市ノ渡・底田線との交点に至り、同点か



ら同町道を北に進み町道白石・底田線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道道上・市ノ渡線との交点に至り、同点から同町道を東へ進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図九のとおり)

3 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成二十二年十月三十一日まで

十一 名称 萌出休猟区

2 区域

上北郡東北町字寒水地内町道乙部寒水線と町道外姥沢輝ヶ丘線との交点を起点とし、同点から町道外姥沢輝ヶ丘線を北西に進み県道水喰野辺地線との交点に至り、同点から同県道を南東に進み町道輝ヶ丘細津線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道を北東に進み町道水喰細津線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み主要地方道東北横浜線との交点に至り、同点から同主要地方道を南に進み国道三九四号との交点に至り、同点から同国道を南西に進み町道乙部寒水線との交点に至り、同点から同町道を西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図十のとおり)

3 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成二十二年十月三十一日まで

十一 名称 奥内休猟区

2 区域

むつ市大字奥内地内国道二七九号と市道大室平線との交点を起点とし、同点から同市道を北東に進みむつ市と東通村との市村界に至り、同点から同境界を北東に進み、大平滝国有林四六林班と民有林との交点に至り、同点から国有林と民有林の境界を東に進み大平滝国有林四七林班と民有林との接点に至り、同点から国有林と民有林の境界を南西に進みむつ市と東通村との市村界に至り、同点から同境界を東に進み主要地方道むつ東通線との交点に至り、同点から同県道を西に進み国道二七九号との交点に至り、同点から同国道を北西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図十一のとおり)

3 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成二十二年十月三十一日まで

十二 名称 種里休猟区

2 区域

西津軽郡鰯ヶ沢町大字南金沢町地内町道山子金沢線と県道松代町陸奥赤石停車場線との交点を起点とし、同点から同県道を南に進み県道種里町柳田線との交点に至り、同点から同県道を南西に進み林道一ツ森線との交点に至り、同点から同林道を北西に進み鰯ヶ沢町と深浦町の町界との交点に至り、同点から同町界を北東に進み林道金沢線との交点に至り、同点から同林道を東に進み町道牛島種里線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道山子金沢線との交点に至り、同点から同町道を東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図十二のとおり)

3 存続期間

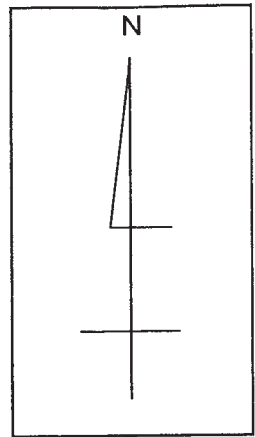
平成十九年十一月一日から

平成二十二年十月三十一日まで

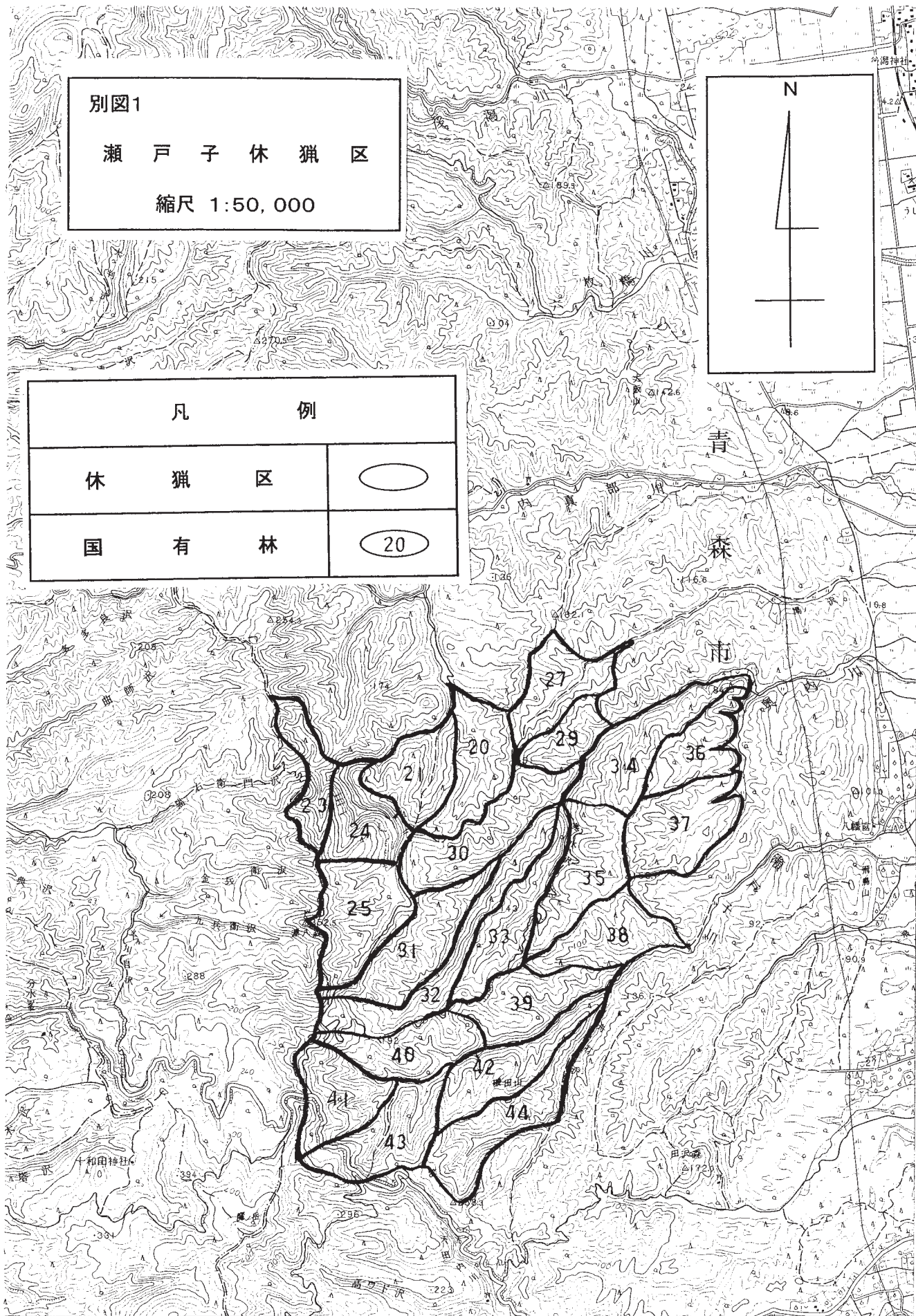
別図1

瀬戸子休猟区

縮尺 1:50,000



凡 例	
休 猟 区	
国 有 林	



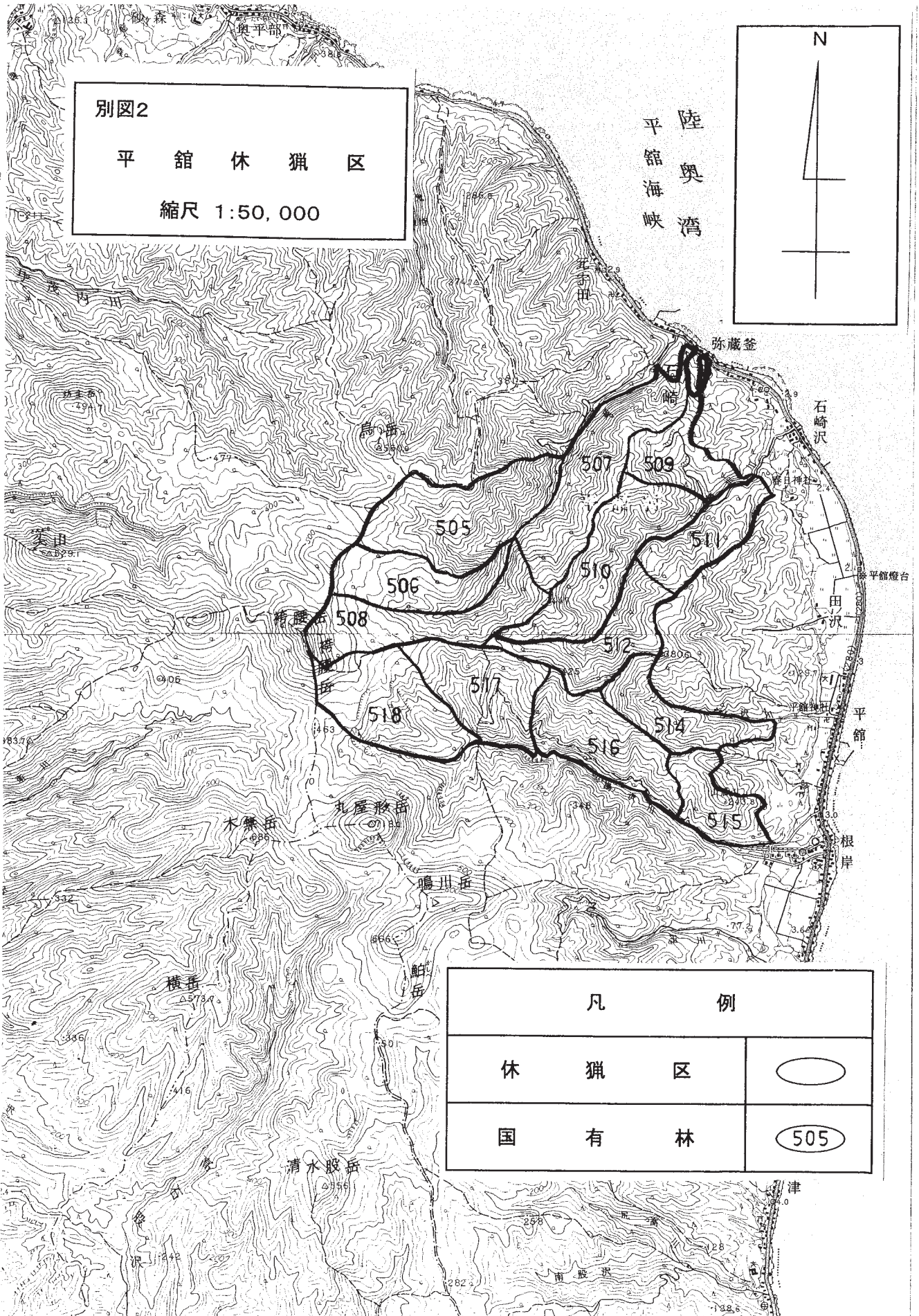
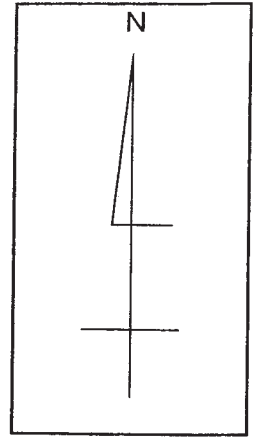


別図2

平館休猟区

縮尺 1:50,000

陸奥  
平館海峡



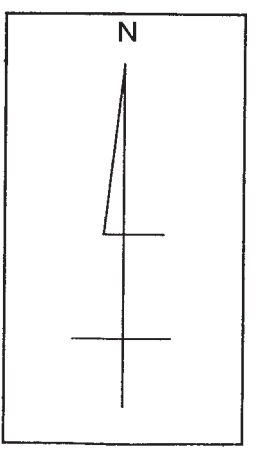
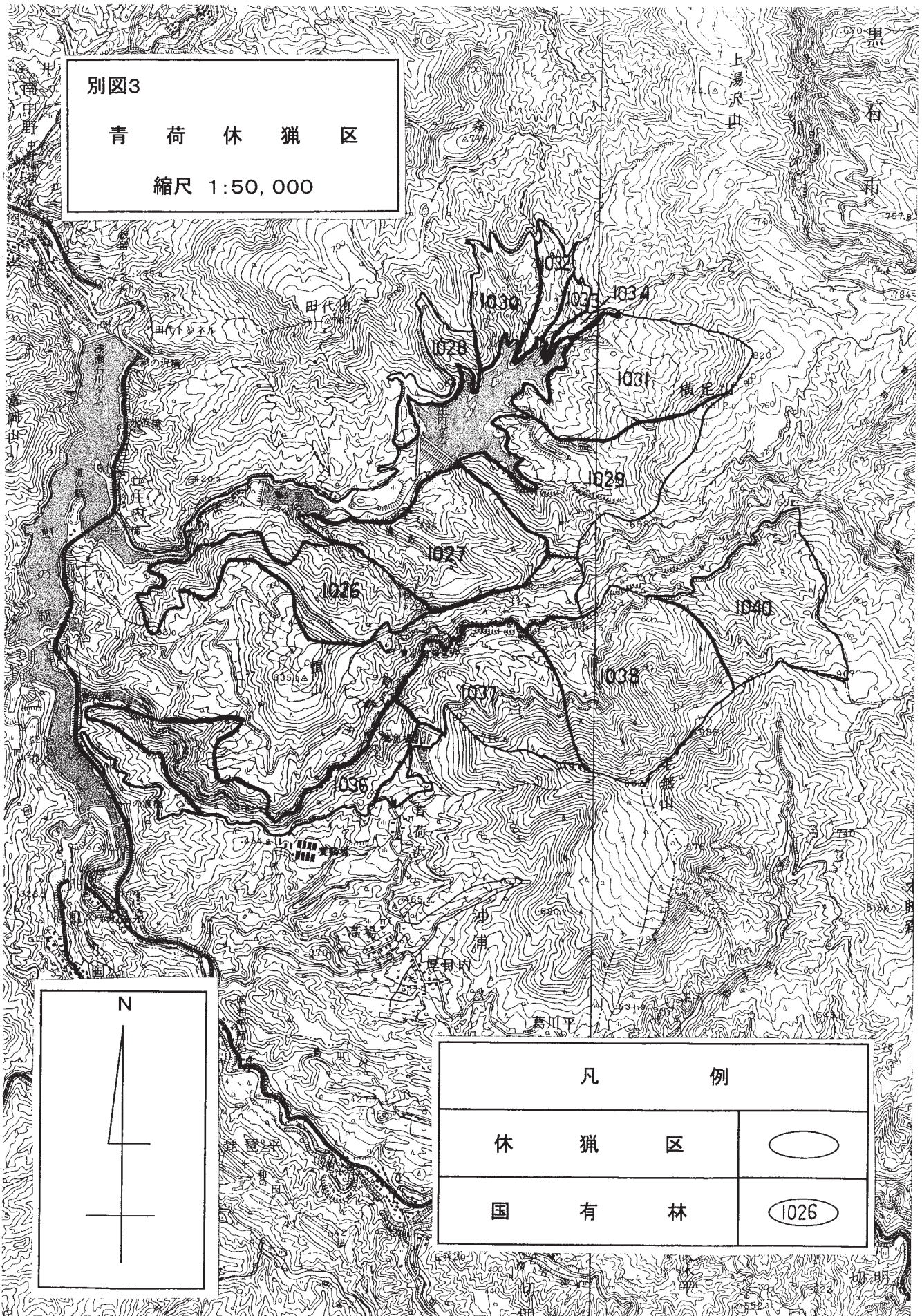
凡 例	
休 獵 区	
国 有 林	





別図3

青 荷 休 獵 区

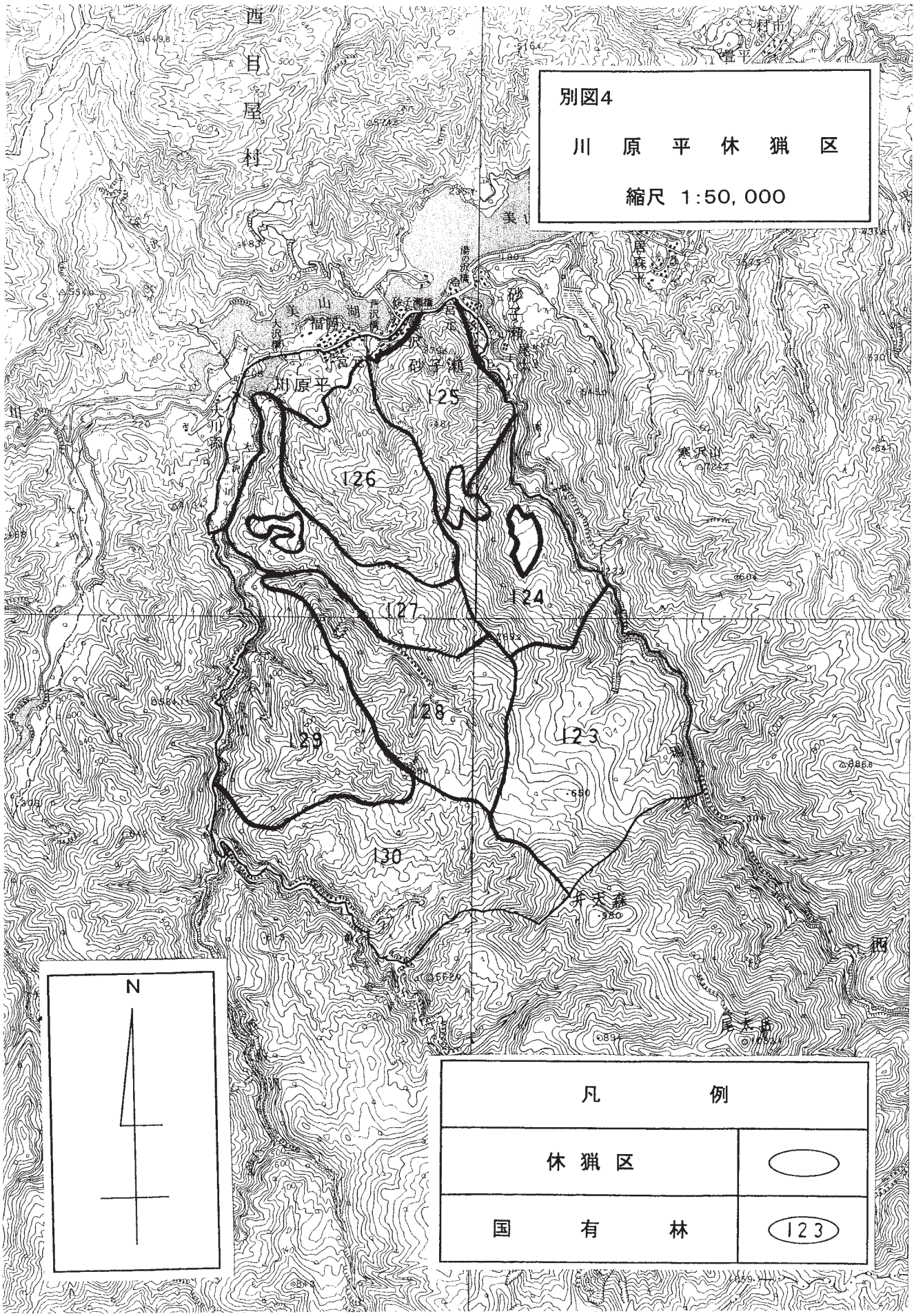
縮尺 1:50,000



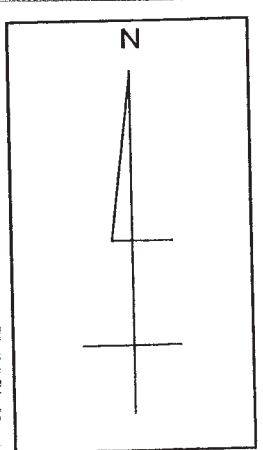
凡 例	
休 獵 区	
国 有 林	

印 明



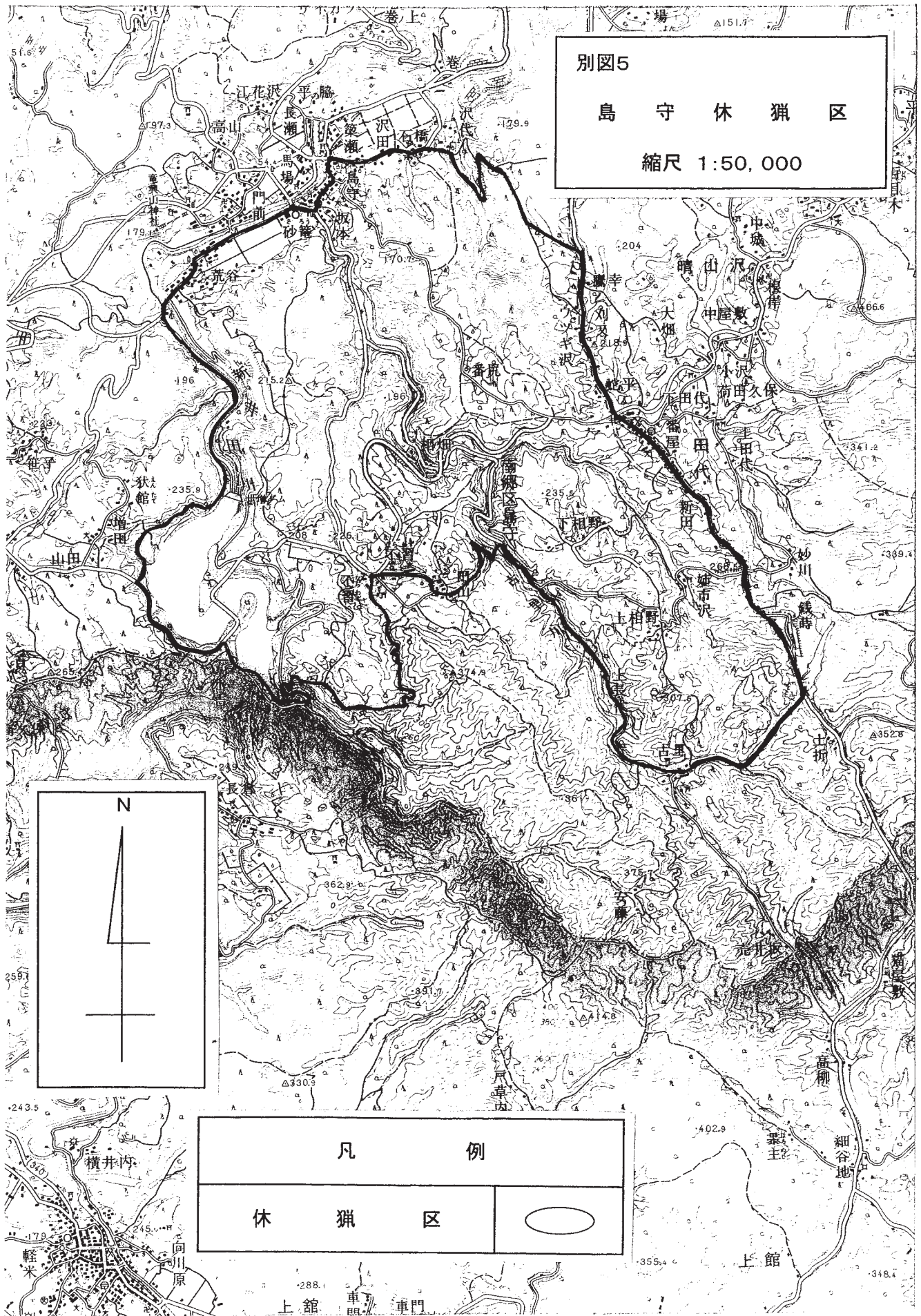


別図4  
川原平休猟区  
縮尺 1:50,000

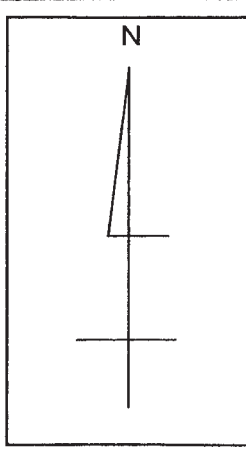



凡 例	
休 猟 区	○
国 有 林	○ 123 ○



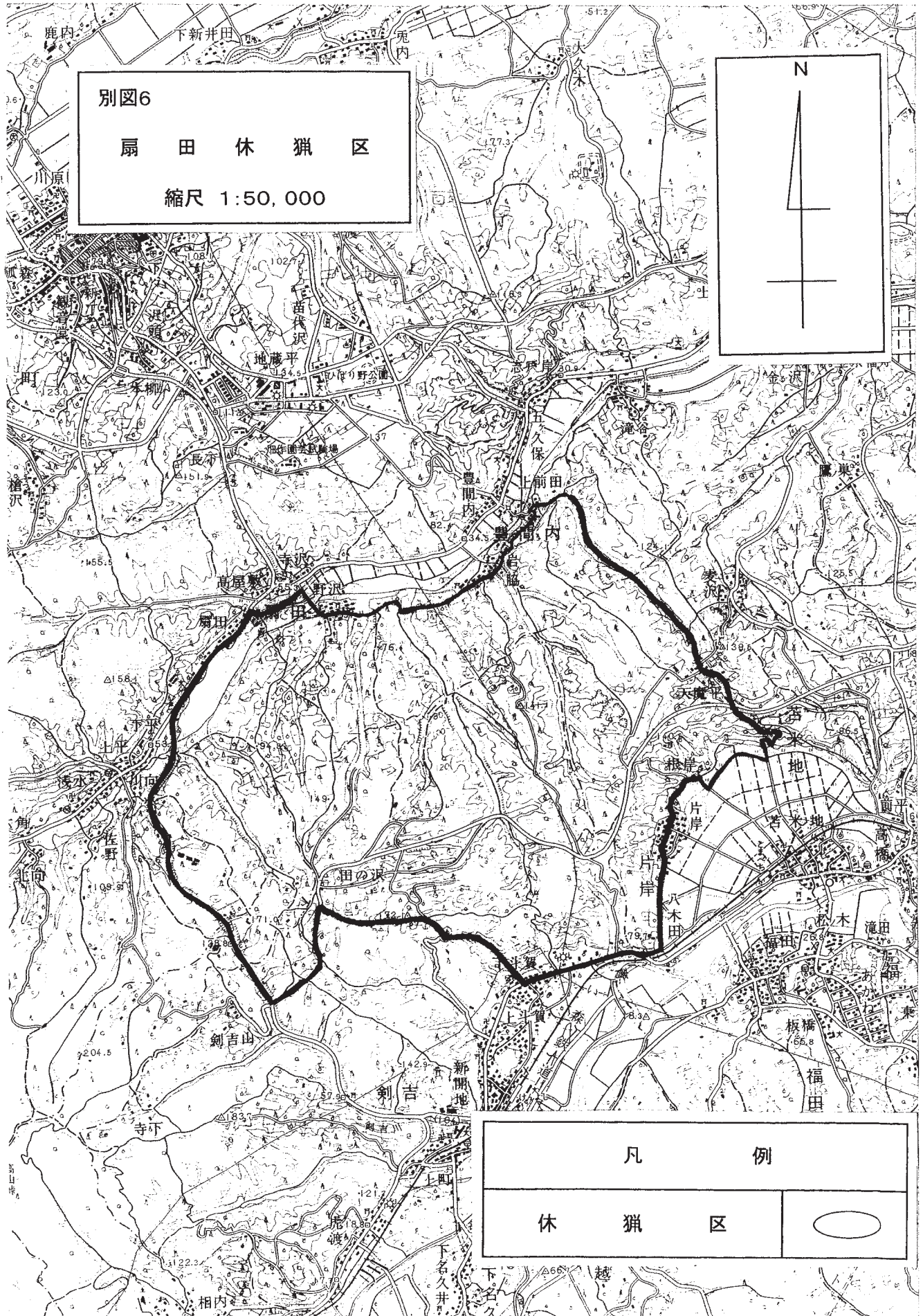


別図5  
 島 守 休 獵 区  
 縮尺 1:50,000



凡 例	
休 獵 区	



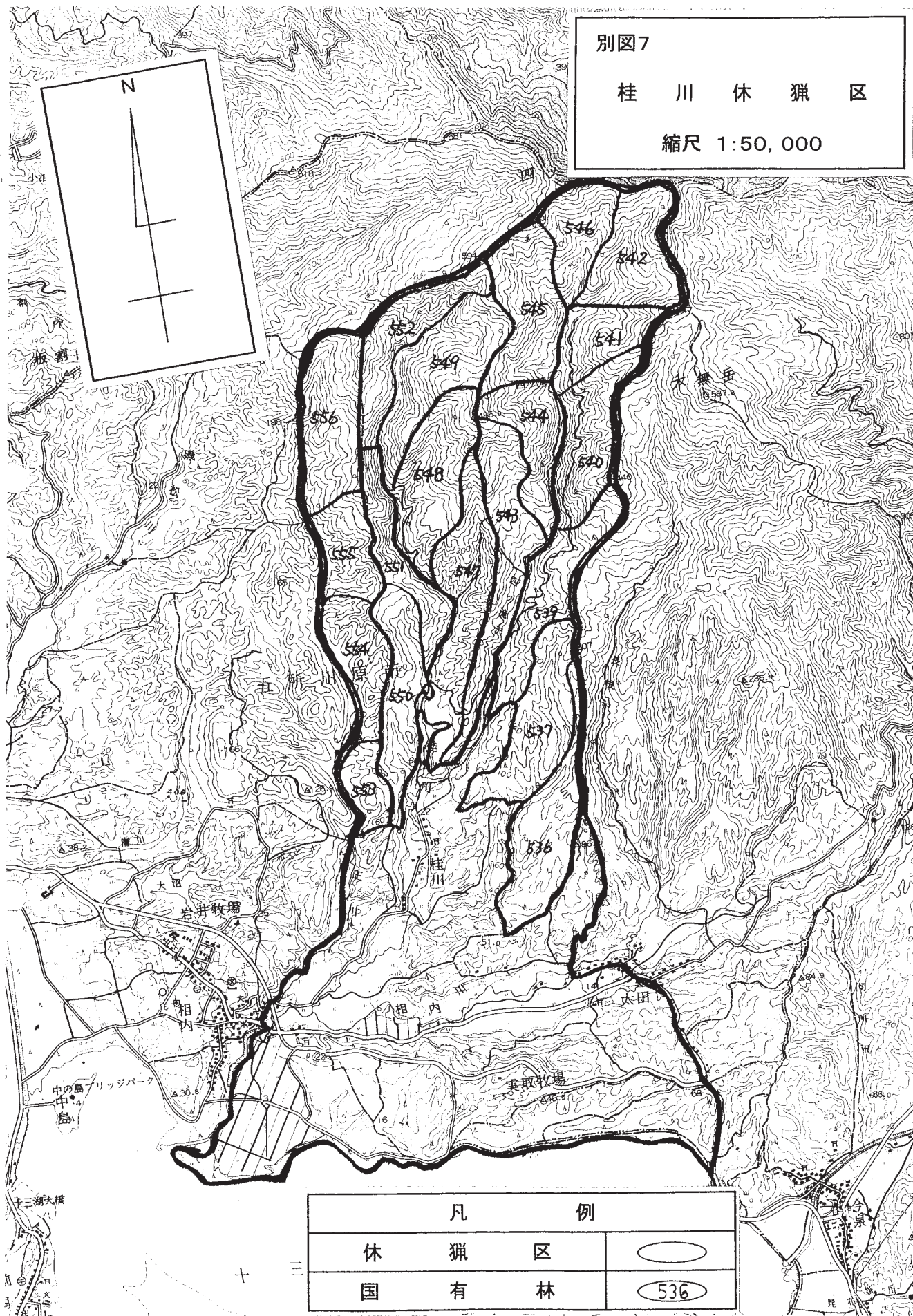



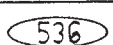


別図7

桂川休猟区

縮尺 1:50,000



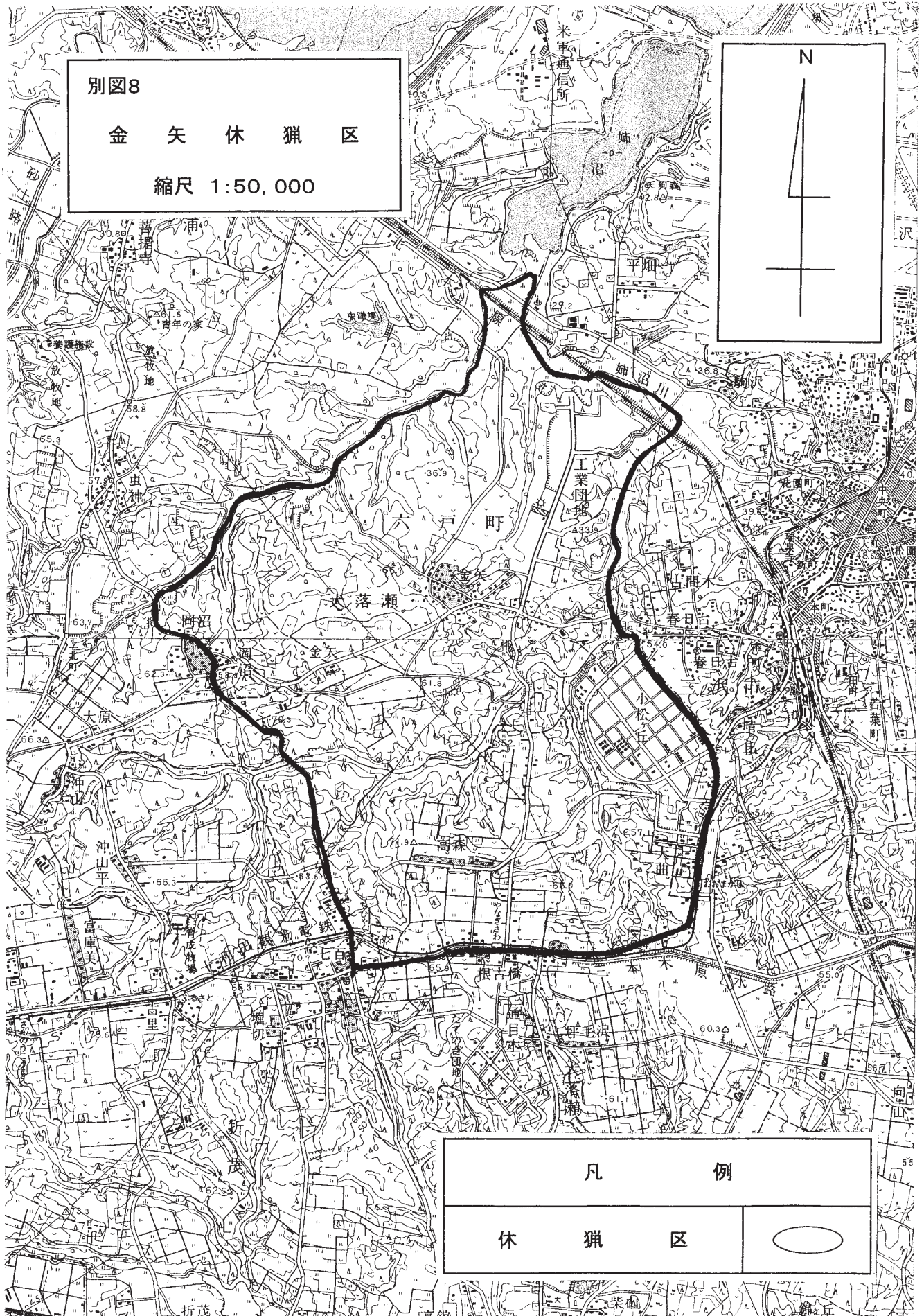
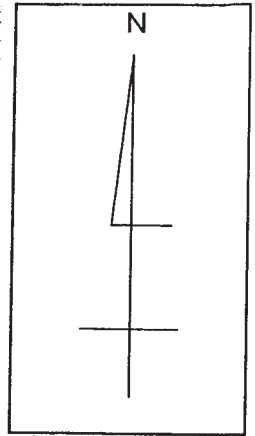
凡 例	
休 猟 区	
国 有 林	



別図8

金 矢 休 獵 区

縮尺 1:50,000



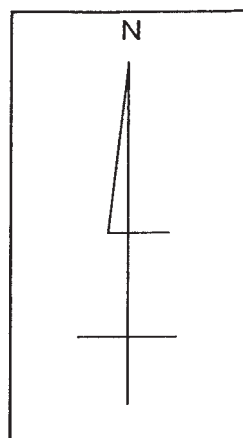
凡 例	
休 獵 区	



別図9

鳥谷部休猟区

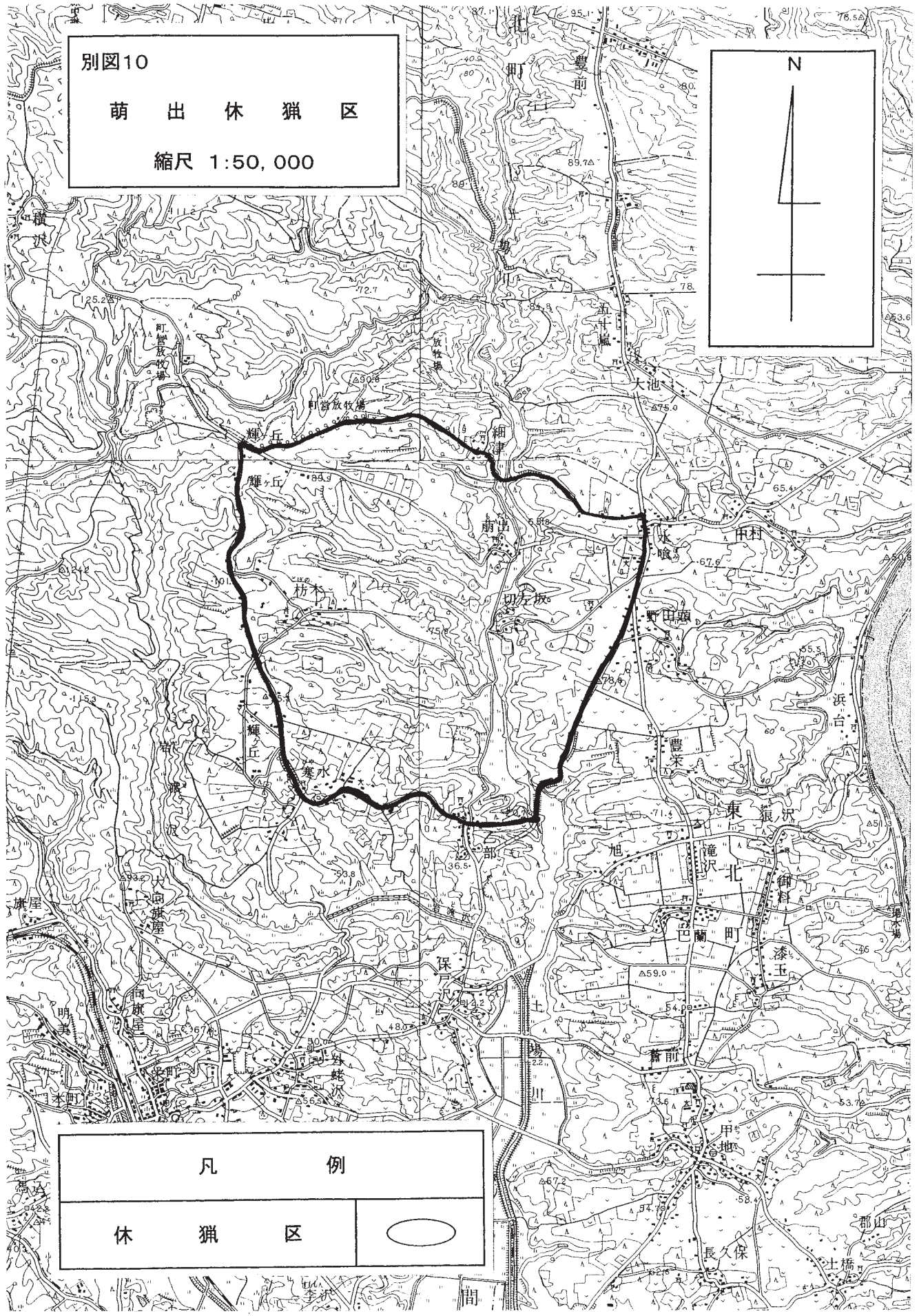
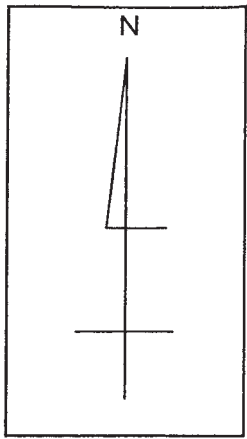
縮尺 1:50,000



凡 例	
休 獵 区	



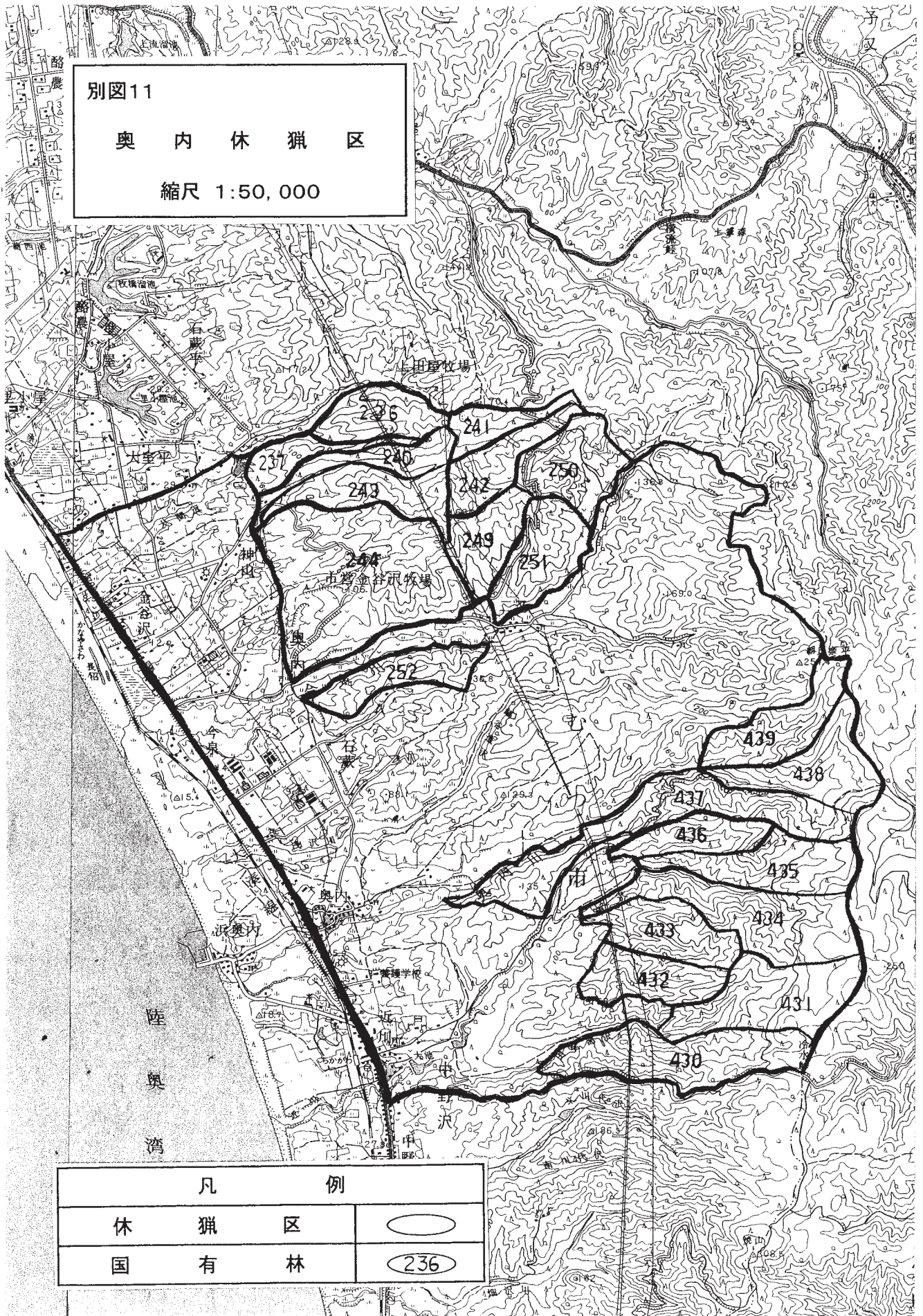
別図10  
 萌 出 休 獵 区  
 縮尺 1:50,000



凡 例	
休 獵 区	



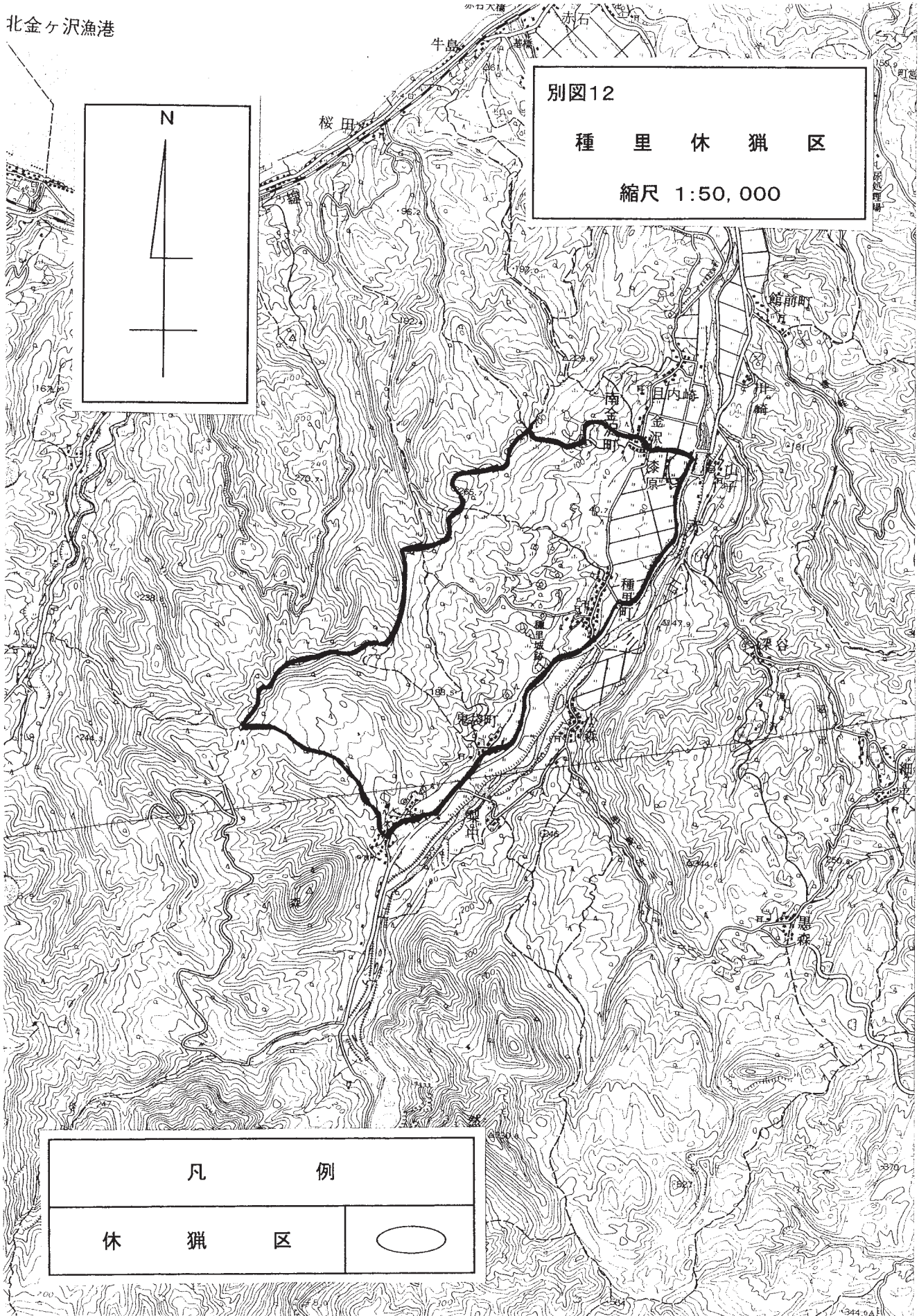
別図11  
 奥内休猟区  
 縮尺 1:50,000



凡 例	
休 猟 区	○
国 有 林	○236○



北金ヶ沢漁港



青森県告示第七百五十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第十二項において準用する同法第三十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名 称 三内特定猟具使用禁止区域

2 区 域

青森市大字三内地内国道七号（青森環状道路）と市道滝内孫内線との交点を起点とし、同点から同市道を南西に進み市道新城中学校通り線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道松岡跨線橋と国道七号（青森環状道路）との交点に至り、同点から同国道を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図一のとおり）

3 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成二十九年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

二 名 称 杉館特定猟具使用禁止区域

2 区 域

平川市杉館地内市道（平）四号線と引座川右岸堤防との交点を起点として、同点から同市道を南東に進み引座川左岸堤防との交点に至り、同点から同川左岸堤防を北西に進み旧平賀町と旧尾上町の市町村界との交点に至り、同点から同町村界を北東に進み引座川右岸堤防の交点に至り、同点から同川右岸堤防を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図二のとおり）

3 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成二十九年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

三 名 称 市野沢特定猟具使用禁止区域

2 区 域

八戸市南郷区大字市野沢字三合山内主要地方道名川階上線と市道赤坂忍山線との交点を起点とし、同点から同市道を南東に進み市道三合山忍山線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道東二号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み主要地方道名川階上線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図三のとおり）

3 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成二十九年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

四 名 称 蛭川特定猟具使用禁止区域

2 区 域

三戸郡五戸町字花道川原内主要地方道橋向五戸線と一般県道五戸六戸線との交点を起点とし、同点から同県道を北東に進み一般県道五戸下田停車場線との交点に至り、同点から同県道を北東に進み町道大森佐野線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道上市川兔内線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み主要地方道橋向五戸線との交点に至り、同主要道を西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。（図面は別図四のとおり）

3 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成二十九年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

五 名 称 豊間内特定猟具使用禁止区域

2 区 域

三戸郡五戸町大字扇田寺沢前地内町道野沢岩ノ脇線と国道四五四号線との交点を起点とし、同点から同国道を北東に進み五戸町と八戸市の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み五戸町町道水路線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み県道苦米地兔内線との交点に至り、同点から同県道を南西に進み町



道岩ノ脇前田線との交点に至り、同町道を南東に進み町道野沢若ノ脇線との交点に至り、同点から同町道を西に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図五のとおり)

3 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成二十九年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

六1 名称 戸来特定猟具使用禁止区域

2 区域

三戸郡新郷村大字戸来字中野平地内県道戸来十和田線と国道四五四号線との交点を起点とし、同点から国道を南西に進み村道館神女ヶ崎線との交点に至り、同点から同村道を西に進み県道石無坂鹿田線との交点に至り、同点から同県道を東に進み県道戸来十和田線との交点に至り、同点から同県道を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図六のとおり)

3 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成二十九年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

七1 名称 佐助川特定猟具使用禁止区域

2 区域

むつ市大畑町木野部地内国道二七九号と大沢目沢との交点を起点とし、同点から大沢目沢を西に進み佐藤ヶ平国有林二〇九四林班と民有林の境界及び木野部林道との交点に至り、同点から国有林と民有林との境界を北西に進み同国有林二〇九三林班と民有林との交点に至り、同点から国有林と民有林との境界を北東に進み同国有林二〇八九林班と民有林の境界との交点に至り、同点から同林道を東に進み同国有林二〇八九林班と民有林の境界との交点に至り、同点から同林道を東に進み同市大畑町大赤川二九番地四三と同一九番地五一との交点に至り、同点から同一九番地四三と同一九番地五一との境界を北東に進み同一九番地四三と同一九番地四一との交点に至り、同点から同境界を北東に進み、むつ市・風間浦村の市村界との交点に至り、同市村界を東に進み国道二七九号との交点に至り、同点から同

国道を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図七のとおり)

3 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成二十九年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

八1 名称 赤保内特定猟具使用禁止区域

2 区域

三戸郡階上町大字角柄折字大渡地内の町道大渡東平線と国道四五号線との交点を起点とし、同点から国道を南東に進み町道耳ヶ吠茨島下線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道茨島下蒼前線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道耳ヶ吠応物寺線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道蝙蝠正部家線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道鳥屋部正部家線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道新田石鉢線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道東平正部家線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道蒼前下平線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み町道大渡東平線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み起点に至る線で囲まれた区域一円。(図面は別図八のとおり)

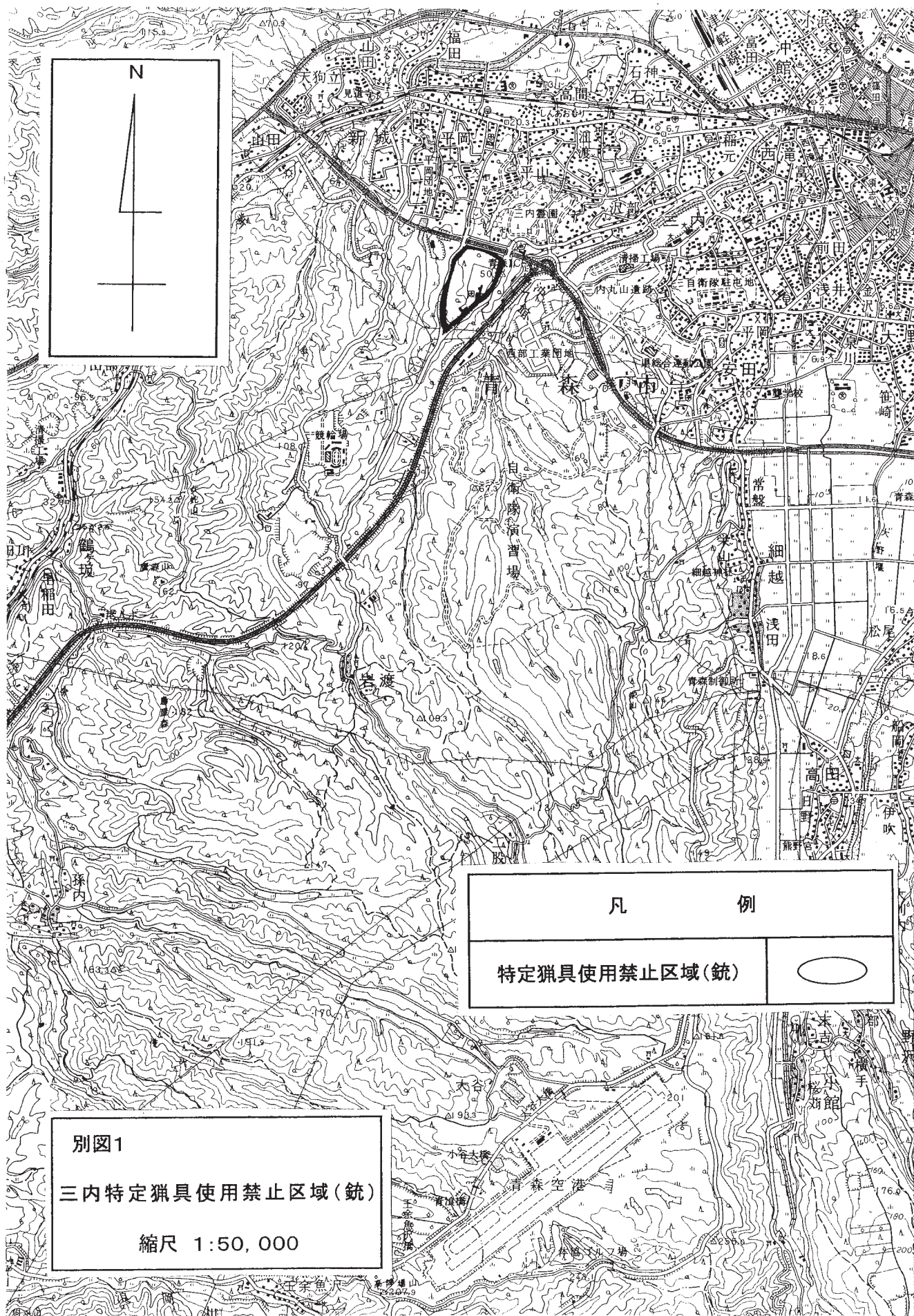
3 存続期間

平成十九年十一月一日から

平成二十九年十月三十一日まで

4 禁止に係る特定猟具の種類

銃

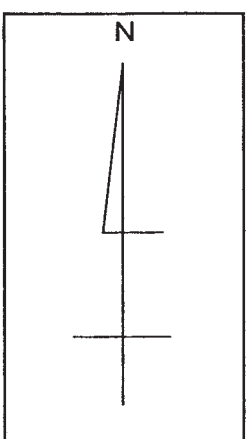
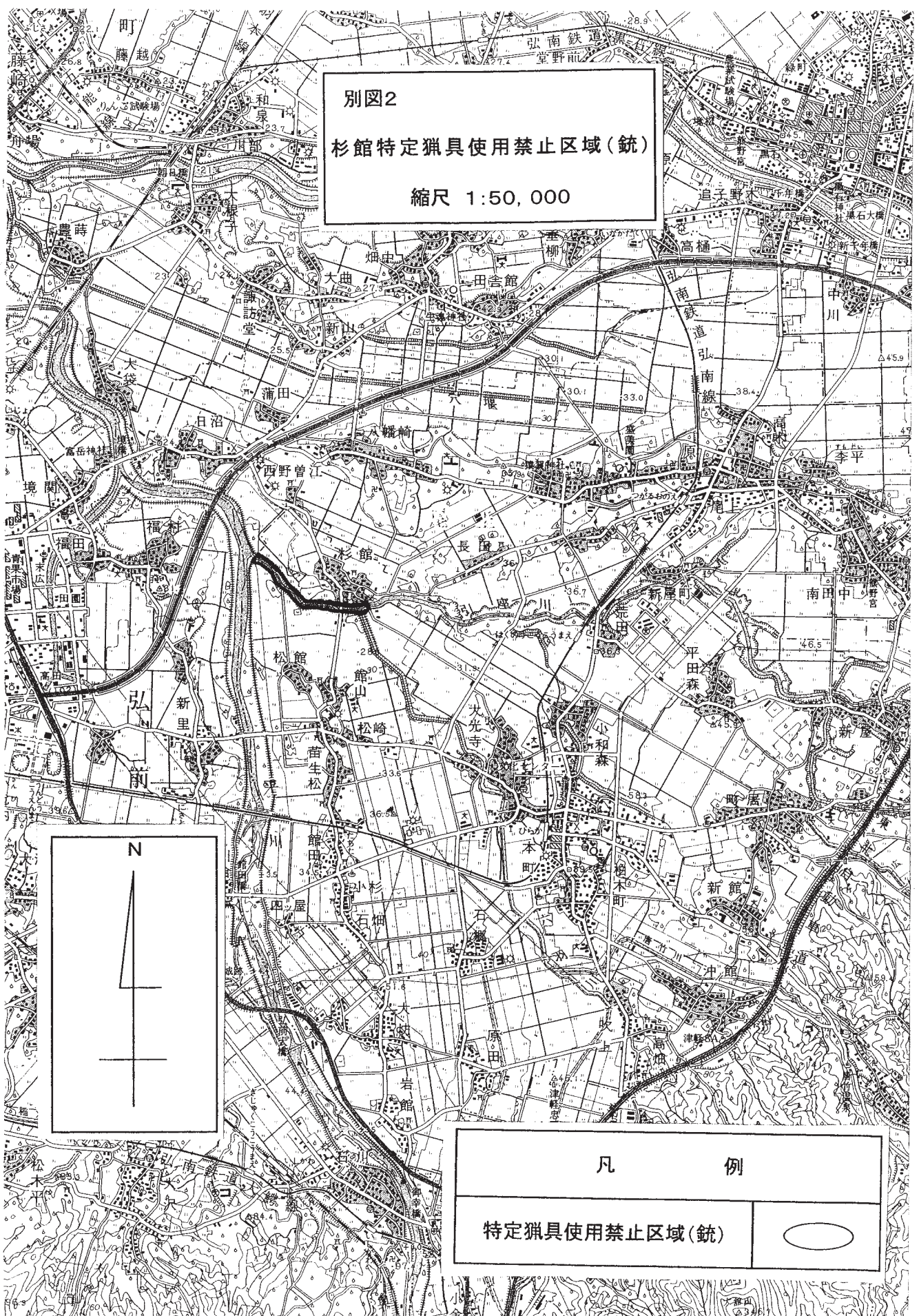


別図1  
三内特定猟具使用禁止区域(銃)  
縮尺 1:50,000

凡 例	
特定猟具使用禁止区域(銃)	



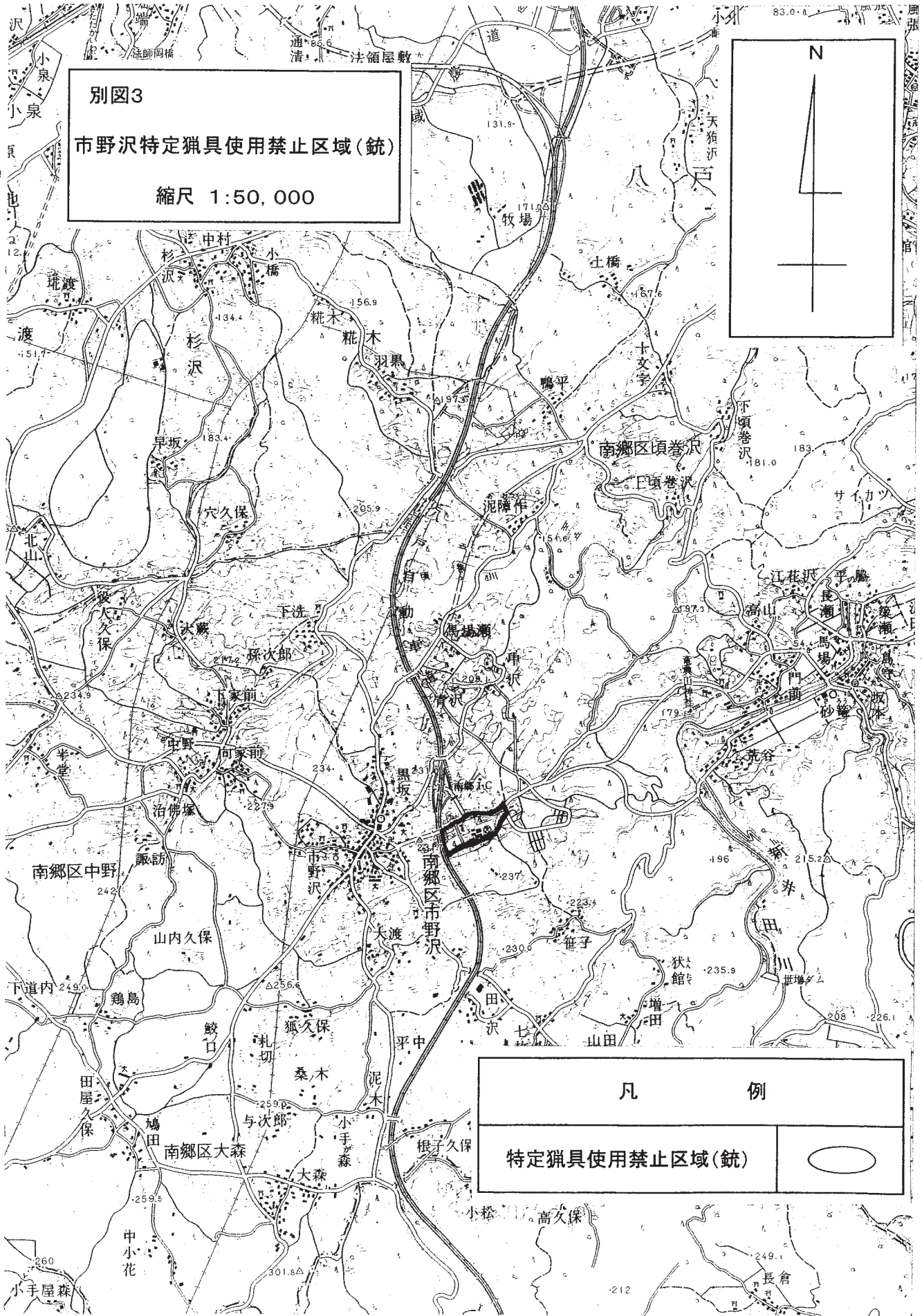
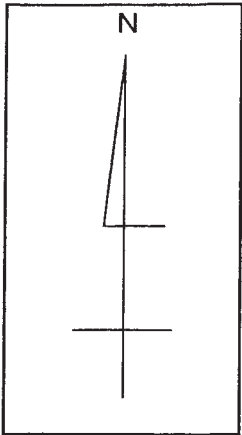
別図2  
杉館特定猟具使用禁止区域(銃)  
縮尺 1:50,000



凡 例	
特定猟具使用禁止区域(銃)	



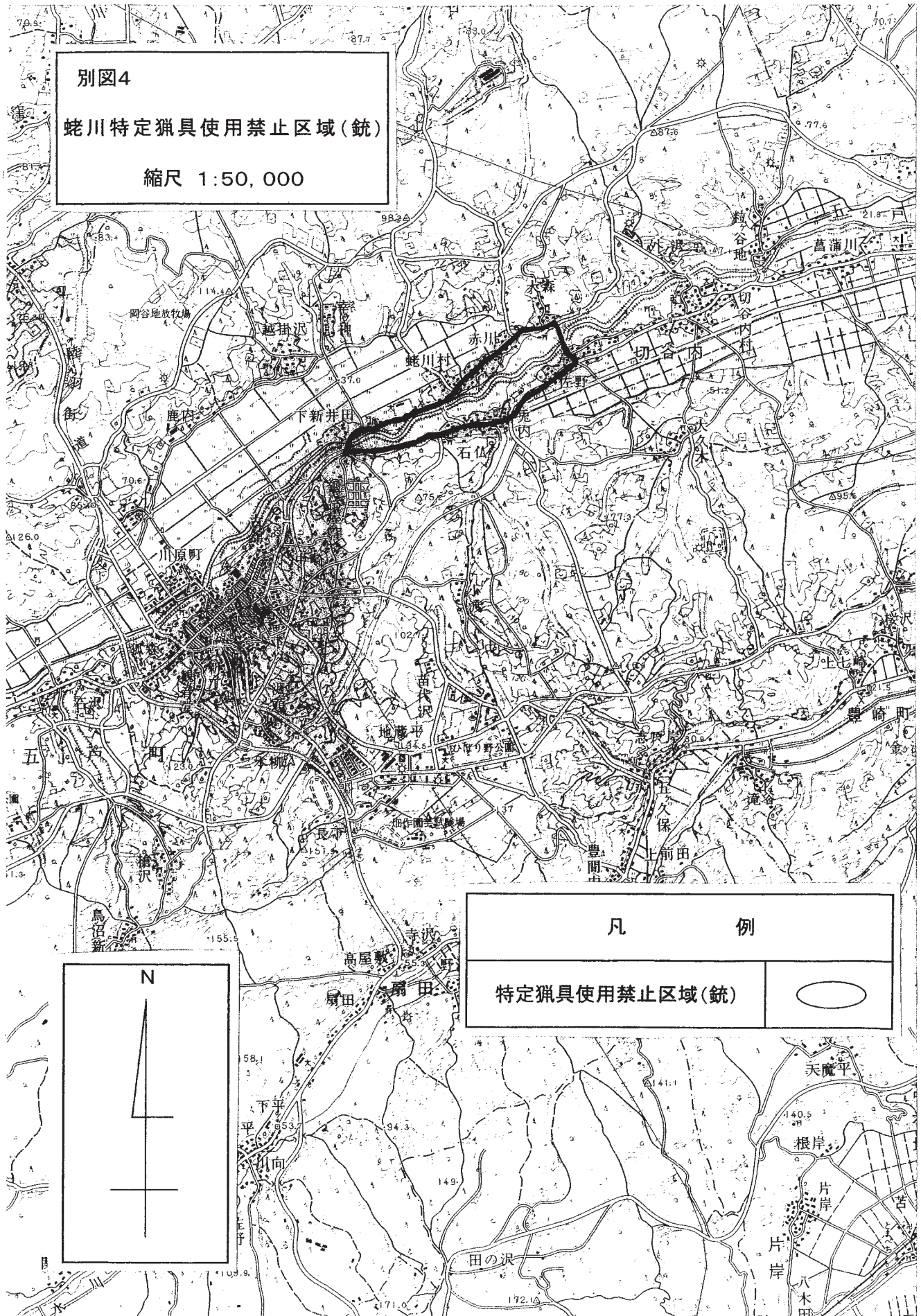
別図3  
 市野沢特定猟具使用禁止区域(銃)  
 縮尺 1:50,000



凡 例	
特定猟具使用禁止区域(銃)	



別図4  
蛭川特定猟具使用禁止区域(銃)  
縮尺 1:50,000

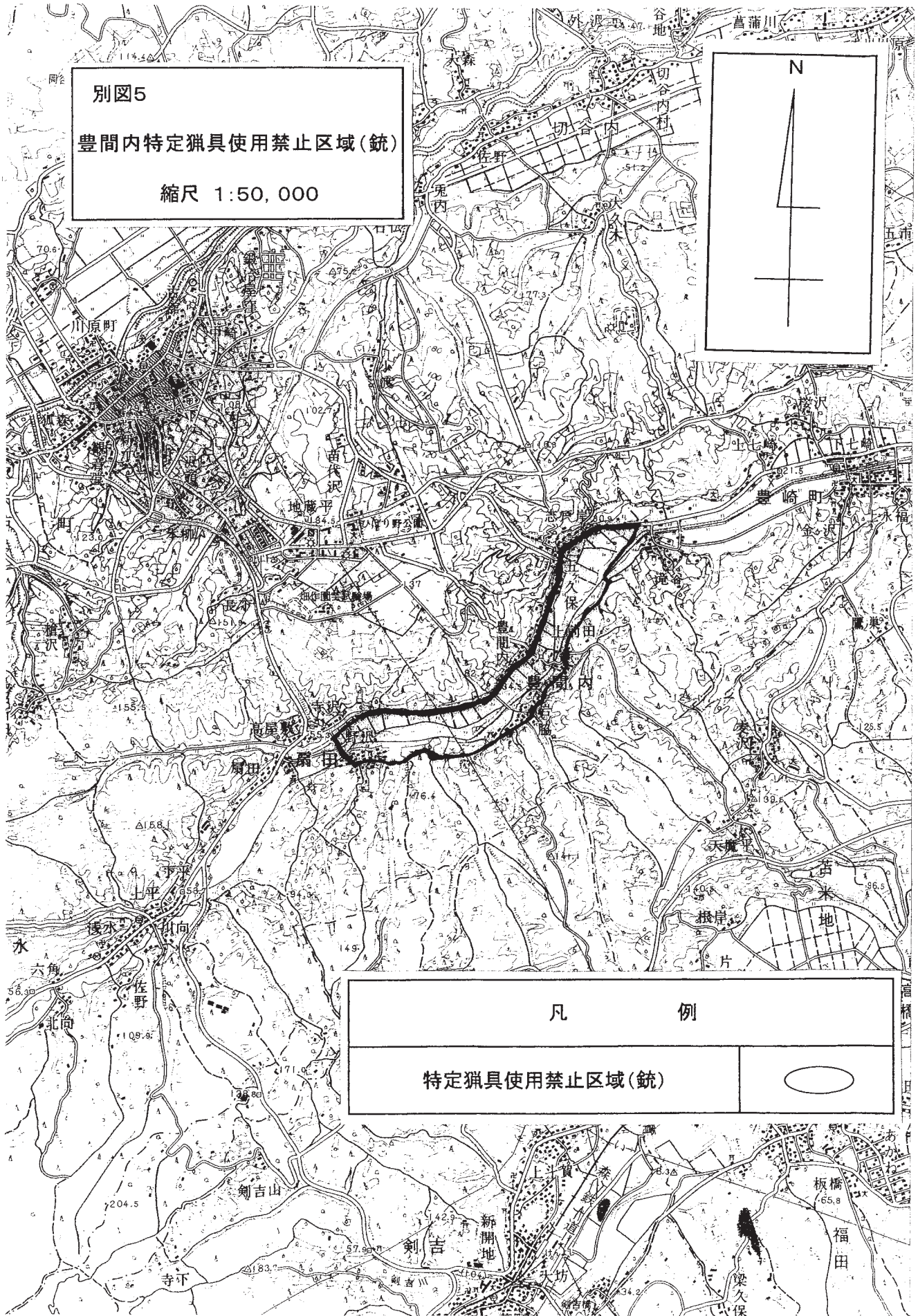
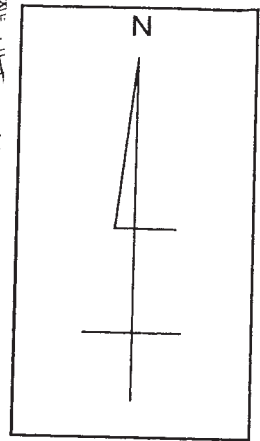




別図5

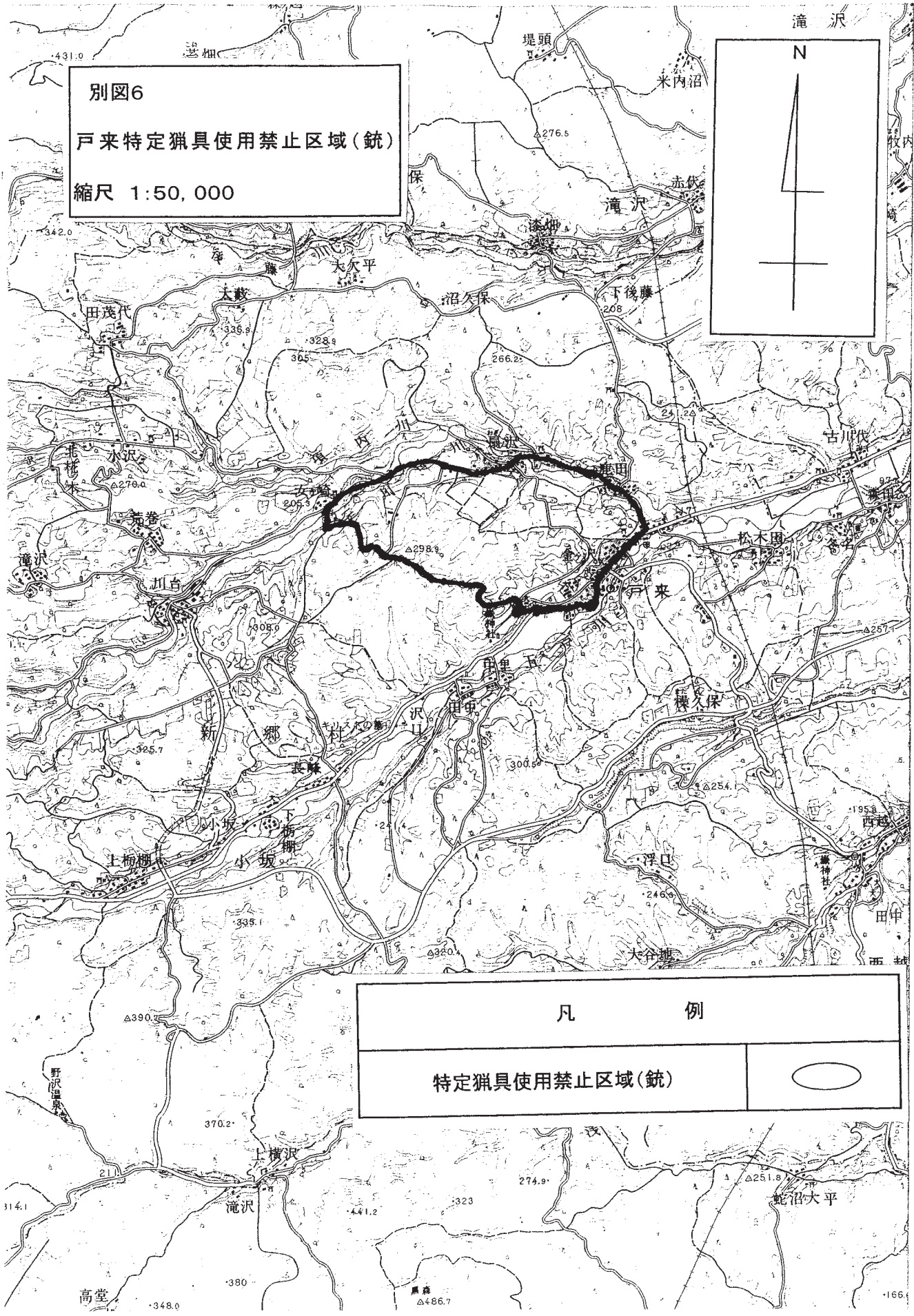
豊間内特定猟具使用禁止区域(銃)

縮尺 1:50,000



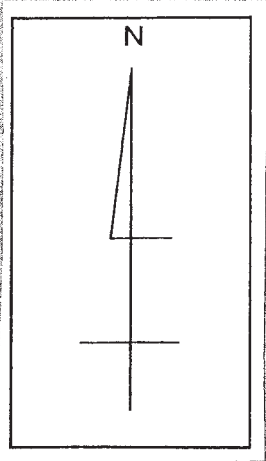
凡 例	
特定猟具使用禁止区域(銃)	



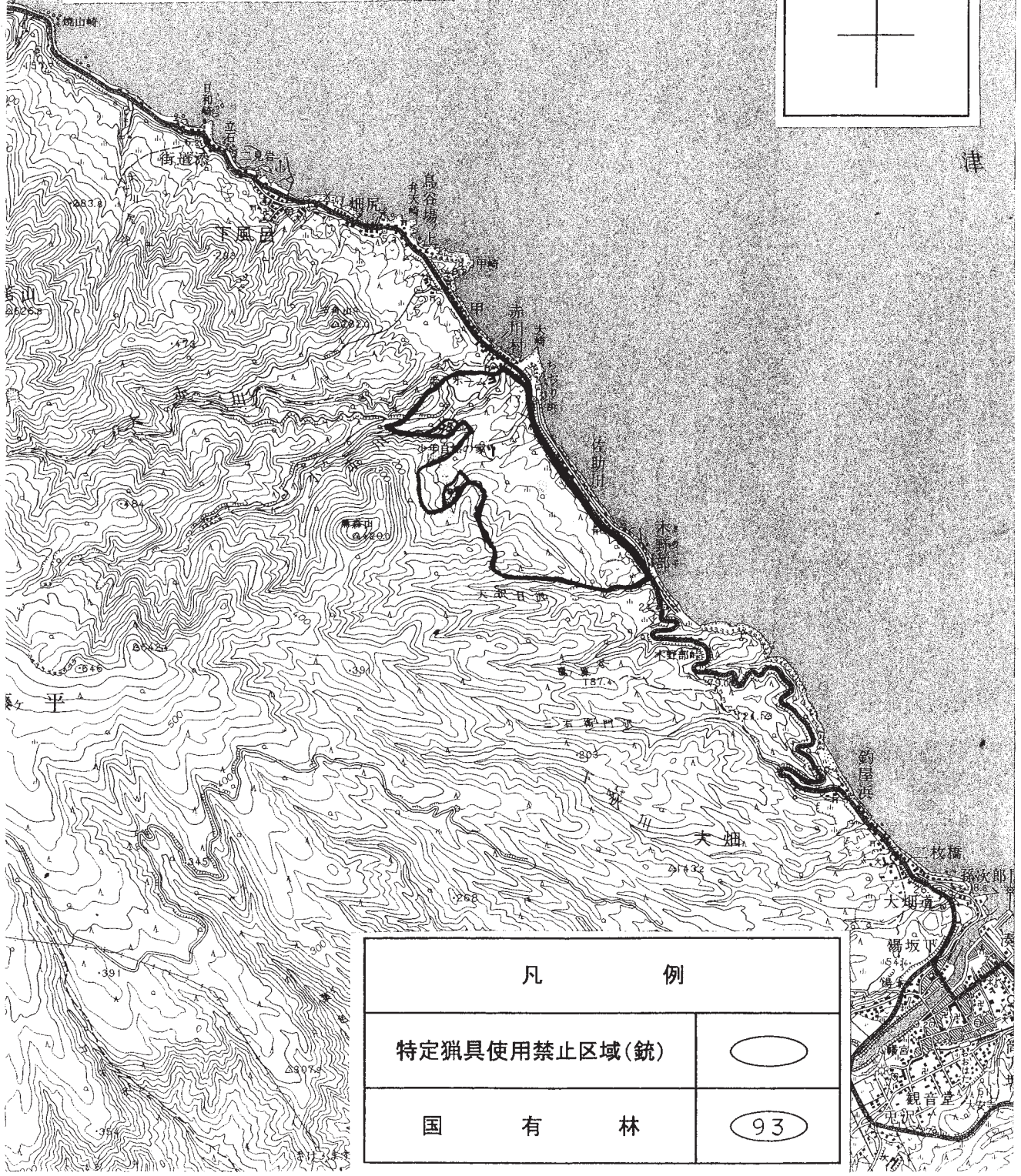




別図7  
 佐助川特定猟具使用禁止区域(銃)  
 縮尺 1:50,000



津



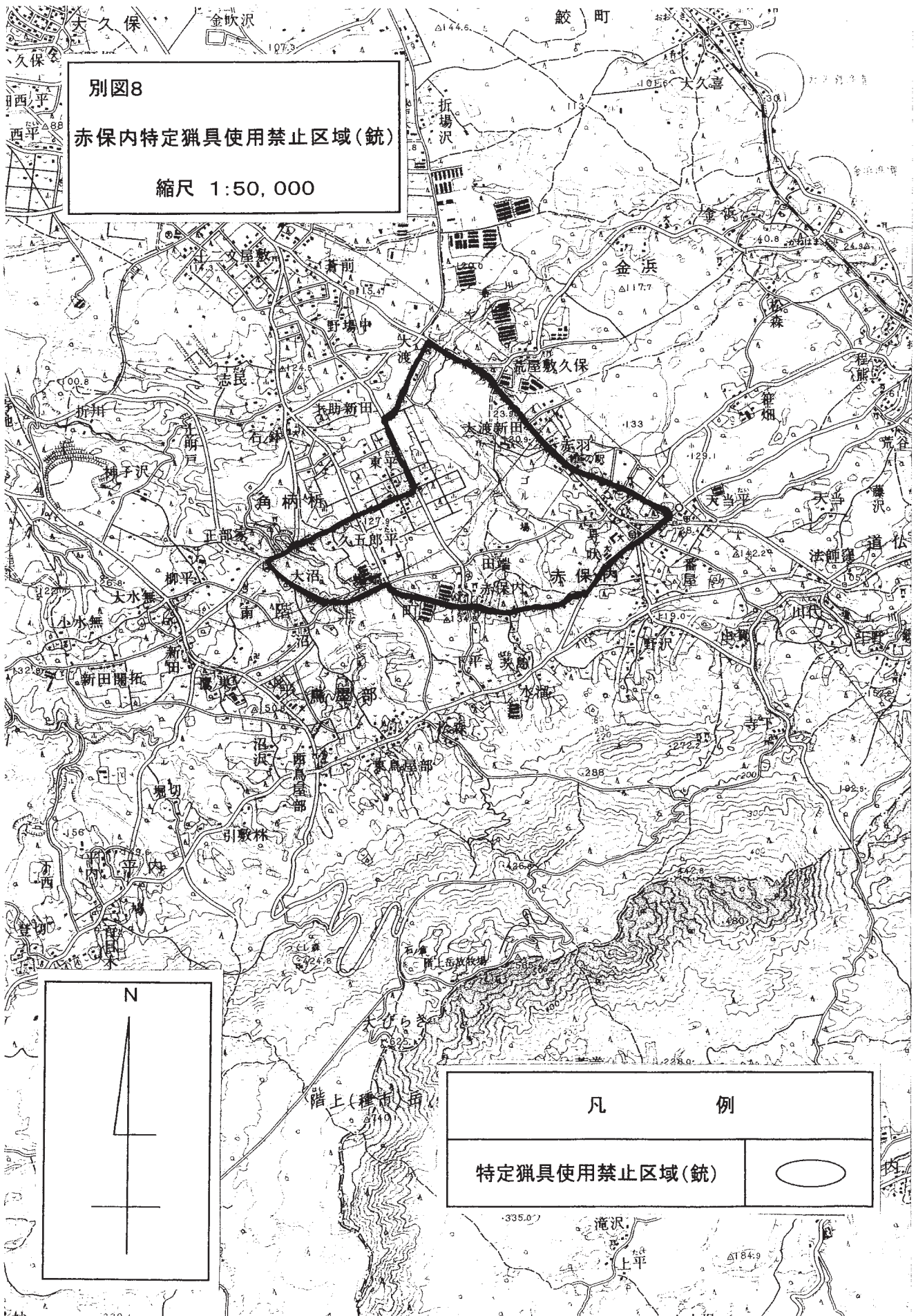
凡 例	
特定猟具使用禁止区域(銃)	
国 有 林	




別図8

赤保内特定猟具使用禁止区域(銃)

縮尺 1:50,000



凡 例	
特定猟具使用禁止区域(銃)	

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭